

第63回平成27年3月与謝野町議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成27年3月13日

開閉会日時 午後2時00分 開会 ～ 午後5時28分 延会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	高岡伸明	10番	塩見晋
2番	和田裕之	11番	河邊新太郎
3番	小牧義昭	12番	有吉正
4番	渡邊貫治	13番	家城功
5番	安達種雄	14番	勢箴毅
7番	伊藤幸男	15番	多田正成
8番	藤田史郎	16番	今田博文
9番	宮崎有平		

2. 欠席議員（1名）

6番 江原英樹

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野稔 書記 土田安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	山添藤真	代表監査委員	足立正人
副町長	和田茂	教育長	塩見定生
企画財政課長	植田弘志		
総務課長	浪江学	商工観光課長	小室光秀
岩滝地域振興課長	小池大介	農林課長	井上雅之
野田川地域振興課長	坪倉正明	教育推進課長	長島栄作
加悦地域振興課長	森岡克成	教育次長	小池信助
税務課長	秋山誠	下水道課長	西村良久
住民環境課長	朝倉進	保健課長	前田昌一
会計室長	飯澤嘉代子	福祉課長	浪江昭人
建設課長	西原正樹	水道課長	吉田達雄

5. 議事日程

- | | | | |
|--------|---------|--|-------------|
| 日程第 1 | 報告第 4号 | 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて） | (報告～質疑) |
| 日程第 2 | 報告第 5号 | 専決処分の報告について（三河内大橋・嘉久屋橋・嗎橋橋梁補修工事請負契約の変更について） | (報告～質疑) |
| 日程第 3 | 議案第 43号 | 与謝野町財産区管理委員の選任について | (提案理由説明～表決) |
| 日程第 4 | 議案第 44号 | 与謝野町野田川駅舎条例の一部改正について | (提案理由説明～表決) |
| 日程第 5 | 議案第 45号 | 与謝野町立加悦中学校改築工事請負契約の変更について | (提案理由説明～表決) |
| 日程第 6 | 議案第 4号 | 与謝野町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の制定について | (質疑～表決) |
| 日程第 7 | 議案第 5号 | 与謝野町役場総合庁舎建設基金条例の制定について | (質疑～表決) |
| 日程第 8 | 議案第 6号 | 与謝野町ふるさと応援基金条例の制定について | (質疑～表決) |
| 日程第 9 | 議案第 7号 | 与謝野町看護師等修学資金の貸与に関する条例の制定について | (質疑～表決) |
| 日程第 10 | 議案第 8号 | 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について | (質疑～表決) |
| 日程第 11 | 議案第 9号 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について | (質疑～表決) |
| 日程第 12 | 議案第 10号 | 与謝野町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について | (質疑～表決) |
| 日程第 13 | 議案第 11号 | 与謝野町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について | (質疑～表決) |
| 日程第 14 | 議案第 12号 | 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正について | (質疑～表決) |

日程第15 議案第 13号 与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正について

(質疑～表決)

6. 議事の経過

(開会 午後 2時00分)

議長 (今田博文) 定刻の午後2時になりました。

本日は、庁内の各中学校で卒業式が午前中行われておりました。したがって、本日は午後からの開会ということになりました。

本日、江原議員から欠席の届けが参っておりますので、お知らせします。

ただいまの出席議員は15人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

ご報告します。本日、報告第4号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)外4件が追加提出されました。以上5件を上程し、議題とします。

日程第1 報告第4号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)を議題とします。

直ちに報告を求めます。

山添町長。

町長 (山添藤真) 皆様、こんにちは。

それでは、早速ではございますが、報告第4号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)につきまして、地方自治法の定めにより専決処分をいたしましたので、その内容をご報告申し上げます。

今回の専決処分の原因となりました事故は、本年1月20日、本町字石川870番地付近にあります町道石川川向線の道路陥没によって、走行をしていた車両に損害を発生させたというものでございます。

町道の管理は、道路管理者である町の責任においてパトロールを行い、陥没等を把握次第、簡易補修アスファルトで復旧をしているのですが、今般、町が陥没箇所を把握し、復旧するより前にその箇所を通行した車両の右側の前輪がパンクをしてしまい、損害を与えてしまいました。そこで、当町が加入をする総合賠償保険の保険会社と協議をし、道路管理者の管理瑕疵と走行していた車両の前方確認不足の双方の理由により損害が発生したことを町と相手方双方で確認をし、過失割合を町が50%、相手方が50%とした上で、相手方車両のパンク修理等費用の50%として2万1,486円を相手方に支払うことで示談が成立したものでございます。

この示談を受けて、地方自治法の定めにより、和解と損害賠償の額を定めることについて専決処分をさせていただくものでございます。

なお、現在は既に簡易補修アスファルトで陥没箇所は復旧済みであり、車両や人の通行で支障になることはございません。

以上、事故の概要についてご説明を申し上げ、ご報告といたします。

議長 (今田博文) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (今田博文) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これで、報告第4号を終わります。

次に、日程第2 報告第5号 専決処分の報告について（三河内大橋・嘉久屋橋・嗎橋橋梁補修工事請負契約の変更について）を議題とします。

直ちに報告を求めます。

山添町長。

町 長（山添藤真） それでは、報告第5号 専決処分についてご報告を申し上げます。

これは、平成26年9月議会でご承認をいただきました三河内大橋・嘉久屋橋・嗎橋橋梁補修工事請負契約の変更でございます。地方自治法第180条第1項の規定により町長において専決処分できる事項の指定で、議会の議決に付すべき契約について契約変更に伴い増減する金額が当該請負額の10分の1に相当する額を超えないときを適用し、専決処分をさせていただいたものでございます。

変更金額については、契約金額を5,298万480円から、30万2,400円を減額し5,267万8,080円とするものでございます。

変更の内容につきましては担当課長に説明をさせますので、よろしく願いいたします。

議 長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） それでは、報告第5号の件につきまして、追加資料の2ページをお開きいただきたいと思っております。

今回の工事内容の変更につきましては、三河内大橋・嘉久屋橋・嗎橋のクラック補修の施工面積の減ということとあわせまして、嗎橋の伸縮装置の清掃工の工法変更というふうなことで変更をさせていただいております。

このクラック補修につきましては、クラック補修をした後にコンクリート等の部分に保護塗装を行うこととしておまして、その塗装の面積が少なくなりましたので、その部分につきまして変更をさせていただくこととしております。

また、嗎橋の伸縮装置の清掃の部分につきましては、設計では伸縮装置の部分に穴を開けまして、そこから清掃を行うというふうにさせていただいておりましたが、伸縮装置の部分に若干のすき間があることがわかりましたので、穴を開けずに直接ノズルをもって清掃することが可能となりましたので、そういった部分につきまして変更をさせていただくものでございます。

以上、報告とさせていただきます。

議 長（今田博文） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これで、報告第5号を終わります。

次に、日程第3 議案第43号 与謝野町財産区管理委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長（山添藤真） それでは、議案第43号 与謝野町財産区管理委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

各財産区管理会は、管理委員7人以内で構成をされ、任期は4年となっております。与謝財産区、滝財産区、温江財産区、岩屋財産区、幾地財産区、四辻財産区、上山田財産区及び石川財産区においては平成27年3月末で退任をされる委員があることから、与謝野町財産区管理委員会条例第3条の規定に基づき、当該財産区の区長から推薦された方を新たに選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

氏は、人格高潔で最適任者としてふさわしいと認め、このように議会のご承認をお願いするものでございます。

よろしくご審議をいただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

議 長（今田博文） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（今田博文） ご異議なしと認めます。これより、議案第43号を採決します。

本案について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（今田博文） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号 与謝野町財産区管理委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第4 議案第44号 与謝野町野田川駅舎条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長（山添藤真） それでは、議案第44号 与謝野町野田川駅舎条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

北近畿タンゴ鉄道につきましては、平成27年4月1日から上下分離方式の導入による鉄道事業の再構築により、鉄道運行会社が北近畿タンゴ鉄道株式会社からWILLER TRAINS株式会社へ移行されることとなっております。これに伴い、WILLER TRAINS株式会社では、域外の方にもわかりやすい名称に変更し、利用促進を図るため、鉄道通称名を「北近畿タンゴ鉄道」から「京都丹後鉄道」に、駅名を「野田川駅」から「与謝野駅」に変更されることとなっております。この名称変更を含めました鉄道事業再構築実施計画が、去る3月11日、国土交通省大臣により許可されましたので、これらの名称変更に伴う所用の改正を行うものでございます。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議 長（今田博文） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

安達議員。

5 番（安達種雄） ただいま「野田川駅」から「与謝野駅」へ駅名の変更をお聞かせいただきました

が、これと、いわゆる看板等、いろいろと費用がかかる諸問題があるかと思いますが、これについての負担はどういうことになりますか。お知らせいただきたいと思ます。

議長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） ご質問のほう、名称変更に係る看板等の経費負担の問題でございます。

一つは、駅の中の看板等につきましてはWILLER社のほうが負担することになっております。

それと、逆に1点、今、野田川駅です、今の状態では。そこでトイレ改修をやっておりまして、ちょうど野田川駅の一番上の部分に「野田川駅」というて張ってあるんですけど、あれにつきましては、トイレ改修にあわせてもともと改修する予定を今回してございました。それにつきましては、このトイレ改修とあわせて、うちのほうで負担ということになります。

議長（今田博文） 安達議員。

5番（安達種雄） そうしますと、今、当駅にかかわります問題についてはそれで一応対応できるということですが、例えばほかの沿線の駅に駅名等が、いわゆる料金表なんかで明記してありますね。その書き直し等については、細かいことを言うようですが、皆、運営会社のほうでお世話になるということですか。

議長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） 駅の中といたしまして、運営している部分につきましては、今回、WILLER社のほうになります。

それで、もっと幅広くとりますと、いろんなところに印刷ものとか、町の観光誌とか、いろんなところがあると思うんですけども、それにつきましてはこちらのほうと言ったらおかしいですけども、また改めてつくるときに名前を修正していくという格好になるかと思ます。

5番（安達種雄） 以上で結構です。わかりました。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第44号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（今田博文） 起立全員であります。

よって、議案第44号 与謝野町野田川駅舎条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第5 議案第45号 与謝野町立加悦中学校改築工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） それでは、議案第45号 与謝野町立加悦中学校改築工事請負契約の変更について、その提案理由をご説明申し上げます。

この議案は、第60回平成26年10月議会臨時会において議決をされ、締結をいたしました与謝野町立加悦中学校改築工事請負契約の変更を提案させていただくものでございます。工事費を、1,155万8,160円減額をさせていただくものでございます。

変更の内容といたしましては、体育館の地盤改良の変更によるものでございます。

詳細につきましては教育次長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

議長（今田博文） 小池教育次長。

教育次長（小池信助） それでは、議案第45号の変更の詳細につきまして、私のほうからご説明を申し上げます。

当初設計からの変更点につきましては、体育館の基礎工事の変更によるものでございます。

工事の方法といたしましては、体育館下の地盤に穴を掘りましてセメントミルクを流し込み、土の中にコンクリートの柱をつくるという柱状改良という工法により行っております。この工事におきまして、当初想定いたしておりました支持層が浅かったことによりまして、改良の総延長が約800メートル短くなったことによりまして工事費が減額となったものでございます。

請負金額が当初から減額変更となるため、今回上程をさせていただいたものでございます。

具体的な金額、財源内訳等につきましては、お手元にお配りしております議案資料にお示ししておりますので、ごらんください。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。

議長（今田博文） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第45号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（今田博文） 起立全員であります。

よって、議案第45号 与謝野町立加悦中学校改築工事請負契約の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第6 議案第4号 与謝野町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

小牧議員。

3 番（小牧義昭） それでは、何点か質問をさせていただきたいと思います。

この条例につきましては、以前、私のほうからも強く要望をし、成立に至ったなというふうに思っております。非常に難しい条例制定であったのではないかなというふうに思っております。

実は、労働基準法と国家公務員法と、それから地方公務員法の成り立ちが、労働基準法が昭和22年に一番最初にできて、その後に国家公務員法ができて、そして地方自治法ができて、それから地方公務員法ができたという成り立ちの中から、この労基法が臨時の職員の方々に適用になるのかどうかというところが非常に難しい案件であつたらうというふうに推察をし、ご苦勞をねぎらうわけでございます。

さて、この条例につきましては非常にいいなというふうに思っております。その中で、この任命権者というのが指してあるんですけれども、任命権者というのは町長になりますのか、もしくは、例えば町長部局と教育委員会部局とあるんですけど、それぞれに各課もあると思うんですけど、任命権者というのは誰が任命をされていくというふうになっていくんでしょうか。

議長（今田博文） 浪江総務課長。

総務課長（浪江 学） お答えいたします。

任命権者は、行政部局におきましては町長でございます。各課にわたりましては、あくまで町長ということでございます。

それから、教育委員会の関係につきましては教育委員長、それから議会事務局につきましては議長、農業委員会につきましては農業委員会会長ということになるかと思っております。

議長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） わかりました。要は、使用者責任がどこにあるのかなということを確認させていただいたところでございます。それぞれの部局の長がなっていくということですので、その方々が責任をとっていくということで理解をさせていただきたいと思います。

一つちょっと気になりましたのが、以前に開示請求をさせていただきまして、いわゆる臨時職員の方々の就業規則を見せていただいていたんですけども、そこでの整合性といいますか、この任用の条例につきましては、ここに書いてありますように4月1日から適用していきますよというふうになってございます。

既存の臨時の職員の方々、300人程度かなというふうにおられると思うんですけども、移行が非常にまた、これ難しいのではないかなというふうに推察をするんですけども、そのあたり、特に定年制が60歳、63歳というふうに定めてありましたので、そういったところを6カ月の契約期間を切って、さらに1年まで延ばす。1年に延ばした後、さらに必要とあれば延ばしていくというような継続の更新というふうになると思うんですけども、既存の方々というのは、60歳、63歳まで働けるだろうというふうに考えて従事されてきたのではないかなというふうに思っているんですけども、そのあたりの対応はどのような方向で対応されるのかなと、ちょっと心配になりましたので質問しておきたいと思います。

議長（今田博文） 浪江総務課長。

総務課長（浪江 学） お答えいたします。

就業規則の関係ですけれども、これまで暫定的に就業規則というものを設けて運用してきてはおりますけれども、このたびこの条例を制定するに当たりまして、4月1日から条例施行にあわせて規則も制定する予定でございます。この規則につきましては、今、鋭意作成中でございます。そこに従来の就業規則に伴うような内容についてはうたっていく予定ということでございます。

それから、定年の関係につきましては、基本的に定年年齢というものをこの嘱託職員、それから臨時職員にきちっと設けているわけではありません。ただ、一定の目安を持つ必要があるということがありますので、65歳、これを基準には考えております。

ただし、職種が非常に多岐にわたっておりまして、それでその職種によって前後、その幅を持たせていくという考え方をしております。例えば草刈りをお願いする臨時職員があったとしましたら、お若い方よりも、割合い年配の方のほうがよく手なれておられる場合もあります。そういう場合に、必ずしも65歳にこだわらずに雇用させていただくこともあるだろうというふうに思いますし、また逆に、例えばマイクロバスの運転手でしたらご年配の方はできるだけご遠慮いただいて、比較的若い方から、65歳までとかというような判断になろうかというふうにも思います。

したがって、いろいろと職種によって任用をさせていただく年齢についても考えていきたいというふうに思っております。

議長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 職種、それから年齢、そういったものを十分に勘案いただいて、その中で雇用の契約をしていただきたいなというふうに考えております。

やっぱり一番心配になりますのは、この条例ができて、それに基づき、これまでの既得権ということではないですけれども、これまでの労働条件が急激に変更になるというようなことがないように、その対応はしていただきたい。そういった意味では、十分に個々の臨時の職員の方々とコンセンサスを得て、合意形成を得て、そして同意書をとっていただくと、非常にナイーブな、そして重要な事項でございますので、そういったところに圧力的なことがかかることのないように、あなたはちょっと余り体力的に厳しいんじゃないのとか、あるいは時間をもうちょっと短くしたほうがいいんじゃないのとかというような、よく民間企業であればそんなことがあるケースが、そういったところがブラック企業と言われるように今日なっているわけでありませぬけれども、そういったことがなされることのないように十分な説明をしていただきまして、そして適正な雇用につなげていただきたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

当条例につきましては非常にご苦労されたということを私も認識をしておりますので、その後の対応をよろしく願いしたいと思っております。

以上、終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありますか。

伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、私からも、先ほど小牧議員からも指摘があった点も重複しますが、お

尋ねたいと思っています。

今、順番がちょっと整理されていませんけども、我々が聞いているのは、例えば10年以上も勤めているとき、その待遇は依然として変わらない。忙しい人は忙しい、非常に大変なところになっていると。ある人に言わせると、それはその人が言っていたわけでないんですが、正職員以上の仕事をしている、自負心は持っとなるといような話もしておられました。

私は、この点もあるんですけど、特に今象徴的に言ったのは10年以上と言いましたが、そういう方の正職員への道といいますか、というのは、これ委員会の中でもちょっと出たんですけども、そういうことについては、町側としてはそういう検討はされているんですか。どうですか。

議長（今田博文） 浪江総務課長。

総務課長（浪江 学） お答えいたします。

これは委員会でも同様のご質問があつて、お答えもさせていただいたかと思ひます。臨時職員、嘱託職員でお世話になっている方が正職へのその道についてお尋ねなんですけれども、あくまで正職に採用されるには、職員採用の試験を受けていただくということが大前提でございます。臨時、あるいは嘱託職員だからとか、これを何年お勤めいただいたからとか、そういったことは職員採用に当たって有利にも不利にもしてはならないという考え方になろうかというふうに思っております。

現状として、そういった嘱託、臨時職員でお世話になっていた方が、現実、試験を受けていただいて採用されたケースもあります。ですので、そういった考え方に立ってやっていかなければならないのではないかなというふうに思っております。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今おっしゃるのは、試験を受けて正職にということですよ。今、話を聞くと。10年ぐらいも勤めたら、おおむね大抵の仕事はわかるんでないですか。優遇的な考え方で言うたら、むしろそこを優先的に考えることのほうが、正職員にするにしても、可能なんじゃないかと。もちろん、ちょっと気を変えとかいうんでなくて、フルタイムの場合だったら、そういうことも十分検討したほうがいいんじゃないですかね。そう思うんですけど、僕は。いかがですか。

議長（今田博文） 浪江総務課長。

総務課長（浪江 学） あくまで地方公務員法に基づいて、職員もですし、嘱託、臨時職員も地公法に基づいた任用ということになります。

そういった中で、総務省のほうからの通知が来ております中にも、先ほど言いましたように、臨時嘱託職員を長くやっていたからとか、現在その職にあるからということをもって採用に有利にも不利にもしてはならないという考え方は、もうこれは基本になっておりますので、それはそのようにしていかなければならないというふうに思っていますし、そういった方々が仮に採用試験をお受けになって、その選考の過程の中でそういった経験がお深いというところは参考にはなるだろうというふうには思いますが、それは客観的に見て、全体、厳正な審査をさせていただいて選考させていただくということになろうかと思ひます。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 私も条例を全部、そこに資料も含めて精通しているわけじゃないんでお聞かせ願ひたいんですが、非正規の場合は、往々にして待遇が正職員と比べていうと、例えば休暇だとか

という制度についても、もうほとんどないと思うんですよね。今度変えたのかどうかは知らないよ。そういうあたりは大きな改善とかされたんですかね。その点を。

議長（今田博文） 浪江総務課長。

総務課長（浪江 学） お答えいたします。

この議案資料のほうに、議案資料では2ページになるんですけども、こちらのほうに、ただいまご指摘の件につきましては大まかに書き込みをさせていただいております。勤務時間ですとか、それから休暇等の関係についてここに規定をさせていただいております。

この中で、これで運用していくことになるんですけども、例えば年次有給休暇の欄でございますと、「あり」と、「4月1日から付与」というふうにしておりますし、病気休暇、その下ですけども、「30日間（有給）」ということですし、それからその下の特別休暇の忌引につきましても「有給で職員に準ずる」、それから夏季休暇というのがございますが、「有給で3日」というふうにございます。

今申し上げましたのは正職員と同じ条件といいますか、でございます。したがって、私どももいたしましても、これらについてはできるだけ条件としていい条件で働いていただくという基本的な思いから、この辺は配慮させていただいているところもございます。全体としては、これをごらん置きいただきまして参考にしていただいたらと思っております。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） これは改善の方向に動いとるというのはわかりますが、正職員との待遇からするとまだまだ不十分さを残しているの、それは一層接近を努力してほしいなというふうに思っています。

ある人がこんなことも言っていて、全然職員でない方ですけども、町は非正規で回っているんだと思うんですね。非正規雇用の方でもっていると、町は、正職員は首にするけどもという話をしているんですね。だから、そういう意味では非常にその側面は当たっているよね。全てがそうは思いませんけども、やっぱり当たっているね。大きな役割を果たしているということの認識を持ってやっぱり今後も対応してほしいしというふうに思っています。

特に、言葉でいえば「官製ワーキングプア」という言葉で、これはもう出ているわけですから、そういうことのないように、特に非正規雇用の方は非常にこの町の場合は比重が高いわけですし、ですからそういう実態もよく踏まえた上で改善の努力に向かっていただきたいと思っております。

以上です。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第4号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(今田博文) 起立全員であります。

よって、議案第4号 与謝野町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第7 議案第5号 与謝野町役場総合庁舎建設基金条例の制定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

塩見議員。

10番(塩見 晋) それでは、議案第5号の与謝野町役場総合庁舎建設基金条例の制定について、何か町長にお聞きをしたいと思えます。

この条例の制定の説明については、町長の平成27年度の施政方針演説と副町長の提案説明の中で少し触れられました。総合庁舎建設基金条例の制定については、その発言しか今議会ではお聞きしておりません。12月の議会の機構改革に伴う条例の中で、最終の目標をどこに置くのかということ町長と議論した結果であるのかなというふうには思っておりますが、この議案の条例の条文については特に問題とすることは私はないんですが、もう少し政策形成過程の説明資料と、それから12月議会で町長が発言としておっしゃいました言葉に対しても、きょうまでそのことについての議論をする機会がありませんでしたので、少し町長にお聞きしておきたいというふうに思えます。

町長は、施政方針演説の中で、「将来、役場各庁舎が老朽化し、倒壊する危険性が生じたときに、その時代に適応した総合庁舎を与謝野町の人々がアクセスしやすい場所に建設することに向けて進んでいくこと」と述べられました。また、12月定例会の議案103号の機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての審議の中での発言の申し入れで、今後の庁舎問題における方向を示したいとして、「与謝野町庁舎問題検討委員会においてまとめられた意見の中で、将来的に町の中心地に新庁舎を建設するという案があり、19名中9名の委員が賛同されています。この結果を尊重したいと思います。30年後、50年後になるのか、町内のあらゆる施設の耐用年数が経過時点になるのか、まだ見通せませんが、与謝野町の人々がアクセスしやすい場所に、その時代に適応した新庁舎を建設することに向けて基金を創設し、準備を進めます。今回の機構改革案はそれに向けた一歩であり、ただいま申し上げた最終的な目標に向かうための段階を踏んでまいりたいと思えます」と述べておられますが、この考え方は現在もお変わりありませんか。

議長(今田博文) 山添町長。

町長(山添藤真) 私の思いとしては、12月の定例会において発言の申し入れをさせていただいた内容と施政方針で触れました点については相違はないという認識でございます。

議長(今田博文) 塩見議員。

10番(塩見 晋) この答申を尊重してということをおっしゃったわけですが、町長はこの答申全体を尊重するというお考えではないでしょうか。その点、お伺いしたいと思います。

議長(今田博文) 山添町長。

町 長（山添藤真） 当然、庁舎問題検討委員会が出された提言書、あるいは議論の中身につきましては、私もすべからず重要視をしていきたいなというふうに思っています。

先ほど塩見議員が全体としてというようにおっしゃったニュアンスが若干認識しづらいので、このような答弁でいいのかなというふうに思いますので、また不備がありましたらご質問いただきたいと思います。

議 長（今田博文） 塩見議員。

1 0 番（塩見 晋） 内容に入る前に、1点訂正していただきたいことがあるんですけども、その12月の議会の中でおっしゃった「与謝野町庁舎問題検討委員会」というのは実在しません。太田前町長のもとで、庁舎統合について幅広く意見を求め、総合的な見地から検討された答申結果を答申いただくよう審議を求められたのは「与謝野町庁舎統合検討委員会」であります。それから、議会に特別委員会として設置したのは「与謝野町議会庁舎問題特別委員会」であります。

いろんな委員会の名前があって混同したのかなとは思いますが、その点について、できればこの場で調整しておいていただいたほうが後々便利かなと思うんですが。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 確かに、私は村山委員長が議論の中心となって進めてこられた委員会と議会の中の委員会の名前について、発言の中で間違った部分もあろうかというふうに思います。

そのあたりは、いつの時点で何を言っているのかということをもう一度精査をさせていただきながら、訂正させていただく点は訂正させていただきたいというふうに思います。

議 長（今田博文） 塩見議員。

1 0 番（塩見 晋） そちら辺は、また後ほど調べていただければわかってくるというふうに思います。

12月定例会の中では、町長は「建設する時期は見通せませんが」というふうに言っておられました。この政策形成過程の説明によりますと、そこは、「将来、役場各庁舎が老朽化し、今度は倒壊する危険性が生じたとき」というふうになっているんですね。この過程の説明資料が条例の本文そのものを補足するもんだとは、私はそういうふうに思っていないんですけども、町長の現時点のお考えをしっかりと聞いておくという意味でお聞きするわけですけども。

それから、検討委員会の答申では、「委員の多くには、4案に見られるように、現在の分庁舎方式を当面継続し、将来、しかるべき時期に町の中心地に新総合庁舎を建設する意見に集約されますので、早急な庁舎統合方式への移行には賛同できません」というふうに、ここでは「将来、しかるべき時期」というふうな形でその新庁舎を建てるという時期を示しておられるわけですね。

この「しかるべき」というのもかなり広くとれるもんで、どこに持っていてもいいわけですけども、町長はもうはっきり倒壊する危険性がというところまで踏み込んで言っておられるので、我々の任期としてもそんなに長いことじゃないですし、40年、50年先のことについてまで、そこまではなかなか町長の思いが届かないとも思うんですけども、やはり私としてはこういう検討委員会の、この何ともはっきりつかめぬ意味合いの言葉だと思うんですが、こういう部分のほうは私はいいかと思うんですが、町長はどのように考えられますか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 私が先日の施政方針演説の中で述べましたのは、倒壊する危険が生じたときに限定をしていなかったと思います。確かに演説文の中ではそういう表現だったんですけども、演

説をする中で、「などの理由」というようなことをつけたと思います。そうした、私はさまざまな可能性があるのではないかなというふうに考える中で、一番大きな理由として、そうした耐用年数の経過などがあるだろうということを現在思っておりますし、先ほど議員が指摘になられた「しかるべき時期」といいますのは、恐らくそうした意味合いにもリンクをしてくるのではないかなというふうに思います。

議長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） しかるべき時期というのはどうにでもとれる文言ですので、それはそれでいいんですけど、先ほど「倒壊する危険などが生じたとき」というふうにおっしゃったということですが、私は、たしかそういうふうには読んでいない、机のほうにその文言を置いていますので、なかなかここではちょっと言いにくいですが、そのことをどうこう言おうというんじゃないし、この「将来、役場庁舎が老朽化」の前には30年か50年かという年限を置いて、そのぐらいたってからこういうことが起きたときという、そういうことはおっしゃっていたと思うんですけども、このしかるべき時期というのは、私が調べた限りでは、目前の問題を解決するという目的に合致した行為者の任意による行動を示すということで、具体的に何をするかということは、もうそのときの個々の場合によって、この場合だと、やはりいわゆる町民の皆さんの思いが一つになる、また財政上もそれを許すと、そういう時期を指して言っておられるんじゃないかなと思って前回の委員長さんにもお尋ねしたんですけども、いつとは言うとらんと、そういう雰囲気で大体とってもらったらいんだという思いで、やっぱり前委員長さんは財政的な問題が大きいんで言うておられまして、今回こうして少額であっても基金を積んでそういう方向に行こうということは、これは私は歓迎すべきことと思っていますので、非常にいいなというふうに思っております。

最終的には、今回のこの政策過程の説明資料の中にある町長の言葉というんですか、書いてあるこの老朽化した時点という、これは今の町長のそのときの思いであって、条例を縛るものじゃないというふうに理解をしてもよろしいでしょうか。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） そのように理解していただければ結構かと思います。

また、先ほどもう少し補足したらよかったなというふうに思いますのは、私もやはり財政の見通しが立ったということが非常に重要であろうというふうに思います。その財政の財源確保のための第一歩であるという認識をしていただければ結構かなというふうに思います。

議長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） 議論を通して町長の現状の思いが理解できてきましたので、これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

高岡議員。

1番（高岡伸明） それでは、役場の総合庁舎建設基金の条例について質問します。

先日の委員会での話では、機構改革とは別で、どこに総合庁舎を建てるということではなく、30年後になるのかはわからないが、そのときの総合庁舎建設の財源に充てるためということで、そういうことでした。そういう理解でよろしいでしょうか。

議長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） 先日、委員会で説明をさせていただいたときに、そのように説明をいたしました。

議長（今田博文） 高岡議員。

1 番（高岡伸明） 総合庁舎の建設基金というのは繰越金の10%とお聞きしたように思っているんですが、平成27年度は100万円というようなことも聞いていますけども、その後はどのように、やっぱり繰越金の10%ということによろしいのでしょうか。

議長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） はい。平成27年度当初予算におきましては、繰越金の10%ということで計上しております。

定額を積み立てていくのが、なかなかその時々々の財政状況にもよりますので、今の考えられるベストかなということで、繰越金を10%でという考え方でおります。

将来的にずっと、長いスパンになりますんで、変わる可能性もあるのかもわからないんですけども、当面それでいかせていただきたいと思います。なかなか財政のほうで、今後交付税の減額、縮減とかで苦しくなっていくますので、繰り越した額の中で財政運営を柔軟に対応していきたいという考え方も持っております。

議長（今田博文） 高岡議員。

1 番（高岡伸明） 済みません、初歩的な質問で大変申しわけないんですが、この場合にいう繰越金というのは歳入歳出の差し引き額をいうのか、実質収支額をいうのか、それとも実質収支額から基金を繰り入れした後の金額をいうのか、その辺。

議長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） 質問のほうにお答えしたいと思います。

歳入歳出を差し引きしましたら、プラスになりますと、半分は財政調整基金のほうに自動的に条例上行くことになります。その残りが出てきますんで、その10%ということになります。

議長（今田博文） 高岡議員。

1 番（高岡伸明） 今回のこの建設資金の目標の金額というのは幾らぐらいに立てておられるのでしょうか。

議長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） 目標金額は定めておりません。

1 番（高岡伸明） 終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

藤田議員。

8 番（藤田史郎） 一、二点だけお伺いしておきます。

昨年ですか、今までに町内の3庁舎の統合の検討委員会、あるいは前議会での特別委員会等で3町の庁舎問題にある程度の結論が出ましたけども、前町長は、ぼやっとした形と言いましたら失礼な言い方ですけども、何か白紙みたいな感じで終わったようなことになりまして、新しい町長が誕生いたしました。

その町長の考えの中で、議会でもいろいろと質問があったと思いますけども、4年間の間に一

定の方向づけをするということとなっております。あと、約3年ということですけど、どの程度の時期にどのようなお考えを述べられるのか期待しているわけですけども、4年後といっても、3年後のもう1年前にことごとと言われても余り意味がありませんので、ある程度スケジュールといえますか、そういう段取りは示してほしいというような気がいたします。

それに関して、この与謝野町総合庁舎建設基金ということで、町民の皆さんから私のほうに、「一体統合はどうか」と、「基金を積み立てるといことは、もう統合はせんのか」というお言葉をいただきましたんで、ちょっとこの質疑に対しましてははっきりとお答えをいただきたいために質問しております。

この基金と3町の庁舎問題とはリンクしないといいますが、全く別の問題で立ち上げられている条例ということでまず理解していいですか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 藤田議員のご質問の趣旨を若干理解し切れていないかもしれませんので、もし答弁に不備がありましたら、また再質問をしていただきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、今回この基金条例を制定させていただきたいということで議案の上程をさせていただいております。この方向性につきましては、非常に長期的な視点に立った上で方向性がございます。その中で、短期的に、あるいは中期的にやらなければならないことというのもしっかりと整理をしていかないといけないというふうに思っておりますので、短期的・中期的なビジョンにつきましては、もう少しお時間をいただきまして、方向性を示せるようにしていきたいというふうに考えております。

議 長（今田博文） 藤田議員。

8 番（藤田史郎） 先ほど高岡議員から、この積立金額は、100万円が繰越金の10%ということで、下のほうに書いてある、その年度の予算の範囲内で積み立てることとしたためというような金額ですけども、何か本当に、これ大変長いスパンでの積み立てになると思います。それから、今後財政がさらに厳しくなっていく中で、その考え方なんですけども、積立金の10%という考えがどうして出てきたのかという一つ疑問点がありますし、本当にこれから30年、40年、50年先の建設を必要とするのであれば、最初に、例えば500万円なり1,000万円なり、金額は別にしまして、目標を持った金額をここに充てて、それにまず積立基金ができるようにするのが普通であって、何かパフォーマンスに見えるわけですね。積立金の10%、じゃあ来年度、積立金がなかったら、これがさらにふえる可能性は、私は余り期待はしていませんので、何か減っていく。そのうちに、何か基金があつてないような形になって、余り積み立てというような意味が、どうもこれから成り立たないんじゃないかという不安を感じておりますんで、そこら辺の考え方をお聞きしたいと思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 先ほど藤田議員のほうからパフォーマンスという言葉がございましたので、これについてはしっかりと否定をしておきたいというふうに思います。

この庁舎の問題につきましては、合併以降、この議場においてもそうです、そして住民間においてもそうです、大きな議論がなされてきました。そうした中で、今回、基金条例を提出させていただくということについて、私自身も大きな決断をさせていただいたつもりです。

確かに大きな決断をしていくに当たって、細部を詰めることができていないところがあるかもしれないかもしれませんが、そうした非常に強い思いでこの議案を上程させていただいているということについては認識をしていただきたいというふうに思います。

議 長（今田博文） 藤田議員。

8 番（藤田史郎） よく理解ができましたので、今後、当初としては100万円ということですが、今後検討していただきまして、次年度以降、繰越金の10%というような考えじゃなくて、もう少し中で煮詰めていただきまして、これに少し充当するような計画といたしますか、考えを検討していただいて、何か実りある基金になるように期待したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

終わります。

議 長（今田博文） ほかに。

有吉議員。

1 2 番（有吉 正） それでは、町長にお伺いしたいと思います。

総合庁舎に向けての基金条例なんですけども、私はこの基金条例、反対するものではありませんし、これはこれでいいと思います。

ただ、総合庁舎をいつ目標にしていくのか。それは太田町長時代からずっと議論があった中で、庁舎内でいろいろと勉強会といたしますのか、庁舎内の職員の中で一定の方向を出されて、そしてそれに対して庁舎統合の検討委員会ができて、そして先ほど塩見議員が言われた野田川庁舎が多かったと、3分の2はないですけども、そういうような声が多かったというような一定の経過があるわけなんですけども、こういった時代、やはり総合庁舎に一日でも早くしていく、いわゆる身を軽くしていく、そういうことが私は一番大事だということをずっと言い続けてきたんですけども、私も山添町長もそういうお気持ちだろうというふうに思っておったんですけども、その点をちょっとお聞かせいただきたいと、そのように思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） もちろん、こうした行政機能を集約していくことによって住民サービスを向上させていけるというように私自身も思います。そうしたことをしていくためにはステップが必要であろうと、段階が必要であろうというように思っております。一步ずつ段階を踏むことによって、先ほど有吉議員がおっしゃったような方向性に一日でも早く移行できるように私自身もしてまいりたいというように考えておりますけれども、現時点で私ができる取り組みとしては、この一步を確実に議決いただくことであろうというように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思いますというふうに思います。

議 長（今田博文） 有吉議員。

1 2 番（有吉 正） 合併して、まず10年がたったということですね。それと、野田川町が合併して、この与謝野町に合併するのに約50年ではないかなというふうに思います。加悦町、岩滝町のことはわかりませんが、野田川ではそれぐらいだったら、もう時代が変わってくるわけですね。

それと、今の日本の状況ですね。地方創生というて今はうたっております。私は簡単な道乗りではないと。人をふやすということは、そう簡単な道乗りではないだろうと。それこそ与謝野町も宮津市も、いわゆる近隣、なくなってしまうだろうというような日本創成会議が、名前が、要

するに行政として成り立たなくなり、そしてまた合併をしなければならなくなるということだと私は理解しておるんです。人間が生きる場所がなくなるということではない。しかし、人口は減っていくわけなんです。それを、確かに今、安倍政権が言うような形で、日本が、すぐ地方が再生できたらいいですけども、これはなかなか厳しい道のりがあるわけだろうというふうに思います。

やはり、早く私は、場所はどこであろうとも、まずそういった気持ちに我々議員、あるいは、職員さんはそういう気持ちにはなったわけですけども、おらが村じゃなしに、そういう発想に立つことが。それには、まず町長がそういったことを皆さんに訴えかける、説得する。今度、旧庁舎が取り壊される予定ですね。これは、私は第一歩だろうというふうに踏んでおるんです。そこから辺、非常に難しいことですけども、ちょっと方向性をお答えいただきたい、このように思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 今回、12月から3月の議会に至る経過の中で、先ほどもお答えいたしましたように、私は長期的な展望に立った上でこうした取り組みを進めるべく、議案を上程させていただいております。しかしながら、私たちがやらなければいけないことというのは、中期的・短期的に何をやっていくのかということについても、できる限り早い段階において皆様方にお示しができるように議論を進めることであろうというふうに思っております。

しかるべき時期が来ましたときに、皆様方にきっちりとした案を出せるように取り組んでまいりたいというふうに思いますので、先ほどと重なりますが、もう少しお時間をいただきたいというふうに思います。

そして、議員からご発言がありましたように、現在、地方をめぐる状況というのは日々、刻々と変化をしているというように認識をしております。道州制についても、あるいは大阪都についても、非常に大きく国の形が変わろうとしているのが今の時代だろうなというふうに思いますし、そうした時代感、時代の流れというものはきっちりと把握をしていく中で、この取り組みについても整合性を保っていきたいというふうに考えております。

1 2 番（有吉 正） 終わります。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

小牧議員。

3 番（小牧義昭） それでは、何点かご質問をさせていただきたいと思います。

まず、この基金を積んでいこうというふうになりましたその経緯について、考え方を、先ほどの議員の質問に対して、町長は、大きな理由は耐用年数だというようなことがあったようですけども、ほかに何かあったのかどうかというのをちょっと確認しておきたいと思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 先ほど補足をさせていただきましたけれども、財源の問題についても言えるのではないかとこのように思います。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） そうしたら、この総合庁舎建設ということで、まずの発想というのは財源と、それから耐用年数ということで再度確認させていただいておいていただきたいんですけど、よろし

いでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 当然のことながら、その2点だけというわけではございません。この庁舎問題につきましては、与謝野町民にとってどのような整理の仕方が住民サービスの向上につながるのかということも含めてなされるべきであるというふうを考えております。

先ほど、この長期的な展望を示すに当たっての大きな問題になると思われるのは、耐用年数と、そして財源の問題であるというように申し上げました。しかしながら、繰り返しになりますけれども、中期的、そして短期的なことについても進めてまいらなければならないというように思っておりますので、そうしたことについても議論をさせていただきたいというふうを考えています。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） それでは、短期的・中期的・長期的ということでございますけれども、町長が考えておられる長期的計画というのは50年というふうに見させてもらっていいということでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 私は年限を限ったつもりではございません。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 耐用年数ということをおっしゃられたので、庁舎の耐用年数は50年なので、それで50年かというご質問をしたんですけど、ちょっと質問が悪かったと思いますが、そういうふうに私は考えたんですけども、いかがですか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） そのような考え方も一つであろうかなというふうに思います。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） これは委員会でも出ておったんですけども、私もちょっと理解できなかったんですが、町長が4年間に一定の答えを出すということだったんですけども、委員の方からはこれが答えじゃないかというような発言もあり、いや、私はそれは違うんじゃないかなというようなことを申し上げたりしていたんですけども、その辺の確認を、担当課長でしたのでそこはちょっと確認ができませんでしたので、町長のほうから、これが町長の4年間に一定の答えを出すという答えなのか、いやいや、そうじゃないよというものなのかということところはちょっと確認をしておきたいと思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 私が選挙に出馬をする前の公開討論会等で申し上げてきたことというのは、任期4年間のうちに一定の方向性を目指すと、一定の方向性を示すようにするというところでございました。この4年間の任期の中で一定の方向性を示すということが、今回の条例とそのままイコールではないというふうに考えていただいて結構かと思います。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） それでは、一定の方向を示すというのは、いわゆる総合庁舎方式に今の既存の庁舎をどのような形でしていくかということを示すというのが一定の方向を示すということであっ

て、今回の総合庁舎を建設すると、そのための基金を積んでいくということとは全く別ですよということでもよろしいですか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 全く別ではないというように思います。短期的・中期的な戦略というのはこれから策定をしていかなければならないというように思いますけれども、その先にございますのが新庁舎の建設であるというご理解をいただければ結構かと思えます。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） それでは、最後の質問をさせていただきたいんですけど、30年後か50年後かわからないんですけど、私は生きていないと思うんですが、どのような町をイメージしてその建設ということを考えられているのか。いわゆる町の将来イメージというのが、どのようなイメージなのかなというのがちょっと理解できないものですから、一般の家庭でも何かを建てようと、そのために積み立てをしていこうかなというふう考えたときには、イメージをして積み立て、100円ずつでも積み立てしようかなということだろうと思うんですが、ちょっとイメージができないものですから、町長が考えておられるそのイメージというのはどのように考えておられるのか、ちょっとお聞きをしておきたいと思えます。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） ただいま議員がご指摘されましたイメージにつきましては、議案第103号の発言の申し入れの中で少し触れております。私、これからこの町といいますのは、人口も、どれだけ頑張ったとしても減少傾向になるということは変わりはないというふうに思います。そうしたときに、行政機能自体もよりコンパクトになっていく必要があるというふうに思います。そのかわりに住民の方々、あるいは地域がより愛やきずなで結びつけられるような町であるべきであろうというように思っております。そうしたことをまとめていきますと、行政というのはいくらよりコンパクトになると。そのかわり、地域社会がより強くきずながあふれるものにしていかなければならないというように思っております。

そうしたすごく漠然としたイメージはあるんですけども、そうしたイメージに寄り添うような形での新庁舎の建設が望ましいのであろうというように考えています。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） ご答弁いただいたんですけど、なかなかイメージがつかめなくて申しわけございません。50年後の当町のイメージがなかなかイメージできておらずに、庁舎がどこかに建つんだなというような、そういうようなイメージが持てるわけですけども、その庁舎を建設するといったときの町全体のイメージというのはどのような形になっているというような、いわゆる空想の世界かもわかりません。でも、30年後か50年後ということを目標にして建てるということは空想の世界かもわかりませんので、そのイメージというのは、町長の頭の中にはどのようなイメージがあるのか、そのあたりをちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） そのまちづくり全体のイメージをこうして口頭で申し上げるということについては、非常に難しい側面があるかなというように思います。そうした中で、今現在、まち・ひと・しごとの創生本部、あるいは有識者の皆様方とともに戦略を立てていこうというところでご

ございますので、そうした戦略をきっちりと策定し、皆様方によりイメージをしていただけるような提案ができればいいなど、あるいはしていかなければならないというように考えております。

いずれにいたしましても、私が30年後、50年後にこの町がどのようなようになっていったらいいのかというように考えましたときに、一つ、これは就任以降ずっと言ってきたことなんですけれども、みんなの知恵と技術で新しい価値を生む、そうした町にしてみたいなというふうに私自身は考え、そして政策も提案させていただいていると認識しております。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 積み立てを基金として積んでいくということは、これは一般的にはいいことだなというふうに私も思っておりますし、そうあるべきかなというふうに思っているんですけども、今、なぜこの時期にという、その財政の部分も考えたときに、そこがちょっとどうしても頭の片隅から抜けないんですけれども、そのあたりは、財政ですので企画財政課長のほうでもいいと思えますが、そのあたりをもう少し、理解ができていませんのでご説明いただけたらと思います。

議 長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） ご質問のほうは、今回の基金をなぜ今かというご質問です。財政が厳しい折にということからのご質問かなと思っております。

確かに合併からここまで何とか財政運営をやってこられまして、これから先がだんだんと厳しくなるという認識を持っております。ただ、今、町長が申されましたように30年とか長いスパンの話でございますし、そのころにどれぐらいな経費がかかるかも、今の段階では想像ができません。多額の経費がかかるだろうなど、庁舎を建設する場合は、そうであるならば、早く取りかかったほうが、1年1年の町の分割して積み立てていく金額については負担が少ないだろうなというふうに思っておりますので、未来の町民の方々のために準備をしていくべきだというふうなことで今となっておりますという認識を持っております。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） わからないことはないと思うんですが、加悦庁舎、ここの現庁舎ができましたのが平成14年2月7日ですけども、これ耐用年数50年ということで、老朽化比率を出しますと26%ぐらいしかまだ老朽していないということでありますし、ということは、まだあと37年ほどここは、耐用年数的にはですよ、あると。今回、潰すというふうになりましたのが野田川庁舎の本館ですけども、昭和37年12月6日でしたので、老朽化率は104%まで来ていますので、もう本当に耐用年数的には経過をしてしまったということでしょうし、北庁舎につきましては32%の老朽化比率ということでしょうし、それから岩滝は昭和57年に建設をされたと。これは企画財政課のほうからいただいた資料に基づいて、ちょっと耐用年数で老朽化比率を出させていただいたんですけれども、そうすると加悦庁舎というのはまだまだ使えるかなというふうにも思ったりをしたりしておったんですけども、そういう中で財源の確保をする企画財政課としまして、いいことであると思うんですけど、財政的に無理が生じないかどうか、そこがちょっと心配になっておりますが、いかがでしょう。

議 長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） ご質問のほうは、積み立てしていくのに、今、財政の状態が難しいんじゃないかというようなことだと思っておりますけれども、今回、繰越金の10%ということで、弾力

的に運用ができるということで定額じゃない方法を考えております。先ほどもご質問がありましたけれども、今後積み立てができなくなるんじゃないかなということもおっしゃったんですけれども、そういうこともあり得るというふうに思っています。

そういう浮き沈みがある中で、一定1割を新庁舎に積み立てていけたらということで今回ご提案をしておりますので、何とかやっていきたいと、財政運営をしていきたいというふうに考えております。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 終わります。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

小牧議員。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。反対ですか。

3 番（小牧義昭） はい。

それでは、議案第5号に対する反対討論をさせていただきたいと思います。

本条例案に対して、私は周辺の町民の皆様数十名に対しましてちょっと意見を求めてみました。私もなかなか判断をしづらくて意見を求めたところなんですけれども、その意見の中に、「町の将来が見えない庁舎建設積み立てはどういう計画があるのか」とか、「限られた財政を有効に活用してほしい」とか、「非現実的ではないか」とか、「基金に当たっての提案はきっと裏づけがあるのでしょうか。その裏づけを聞きたい」とか、「必要なとき、必要に応じて対処をすべきだ」とか、「提案は一般的家庭の発想ですね」とか、以下たくさんのご意見をいただきまして、その中で私はこの新庁舎建設が将来にわたって必要なのかどうかということをまず考えました。

やはり遠い将来については、私も必要だろうというふうに実は考えております。しかしながら、グランドデザインというもので、イメージがどうしても今の現段階ではできないということが1点あります。そういう意味では、必要かどうかということを考えますと、グランドデザインがあり、事業計画があれば必要だというふうにも考えますし、遠い将来も必要だというふうに私自身は考えております。しかしながら、遠い将来のことを考えますと、今から積み立てるという提案がちょっと一般家庭の発想、私、今、質問席で聞きましたけれども、毎月貯金箱に少しずつ入れていこうという発想かなというふうに思っておりました。そういうご意見を町民の皆さんからいただきまして、ああ、なるほどというふうに考えたところでございます。

行政とか、あるいは企業が一般的に考えるという発想、計画ということとすれば、やはり事業計画、それからいわゆる総合計画に示される必要があるんじゃないかという、これは町民のほうにも周知をされているだろうというふうに思いますので、公表の計画、いわゆるこの事業計画書、これを総合計画に示されるということが必要ではなかったかなというふうに思っております。

この総合計画の88ページには、既存公共施設の有効活用、それから総合利用だとか、機能の集積を図るため、類似公共施設の統廃合と機能分担を検討しますというような文面でありますと

か、公共施設の設置目的に沿った効果的、効率的な管理運営を行うための指定管理制度導入を推進しますとか、そういった項目が挙がっております。その横には3つの庁舎が並んで写真に写っております。そういうこの総合計画に現段階では載っていないというようなことが1点ありました。

そういう中で、もう一つ、行政の行革大綱の面を確認いたしましたときに、この行革大綱実施計画の基金の積み立てにも、やっぱり緊急必要とされる積立金、非常に厳しいというふうに示されておりました。そういう中で、庁舎統合検討委員会答申を踏まえてということで、この行革の計画はなされているんですけども、そういったところで総合庁舎を建設するということがしっかりと出されていたのかなというところがもう少し踏み込んで理解をすることができませんでした。

そういった項目の理由、いわゆる根拠を挙げることによりまして、私自身は転ばぬ先のつえということで、そういう発想で基金を積み立てていくということについては賛成ではあります。がしかし、町民の声を届ける議員としては、町民の理解と協力というのをお願いするにはちょっと時期尚早ではないかなというふうに判断をいたしました。よって、この出されるタイミングというのが、もう少し時間を追って町民の理解を得、計画があり、そういったものでなされているのであればよしとしたいなというふうに思っておりましたが、そういった理由でもって反対とさせていただきます。

以上、終わります。

議長（今田博文） 次に、本案に対する賛成意見の発言はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第5号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（今田博文） 起立多数であります。

よって、議案第5号 与謝野町役場総合庁舎建設基金条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、3時45分まで休憩します。

（休憩 午後 3時33分）

（再開 午後 3時45分）

議長（今田博文） 休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、日程第8 議案第6号 与謝野町ふるさと応援基金条例の制定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありますか。

塩見議員。

10番（塩見 晋） それでは、与謝野町ふるさと応援基金条例の制定について質問させていただきます

す。

この政策等形成過程の説明資料の中に、目的・趣旨の中に、「与謝野町を応援するためいただくふるさと納税を、例えば特定の区に活用する、地域活性化につながると認められる地域主体の事業に活用するなど、単年度にとどまらず中長期的に実施し効果が得られる事業に活用するために基金を創設する」となっております。ふるさと納税を一般会計ではなしに基金として活用するということは、これは非常に、この方向としては私はいいと思うんですが、ここの中に書いておるように寄附者の意思に沿った事業に活用するとなると、相当カテゴリーが広がって多岐になるなというように思うんですけども、どの程度の分け方にしようというふうに考えておられるのか、1点お尋ねしたいと思います。

議長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） ご質問のほうは、どの程度の活用ということでございます。政策形成過程の説明資料ということで、今26ページをごらんいただいております。

今回、2つ活用する目的を持っておりまして、1つは、ここに書いてありますように、自治区、24区のほうを想定しております。今までそういうところがございませんでしたんで、例えば区を指定していただいて、基金でもらった場合は区のほうに交付するというのが1点と、もう一つは、後段の分の地域の活性化につながると認められるということにつきましてはこれからの検討になるんですけども、想定しておりますのが、例えば大きなイベントで、一つは大名行列とか、平成23年ですかね、やったことがあるんですけども、ああいう大きいイベントをやるときに、そういう基金を使って、多くのお金も必要になりますんで、そういうのでやったらどうかなという考え方をしております。

以上、区と、そういう大きなイベントのときの財源という言い方があれなんですけれども、寄附を使ったらどうかなという考え方で今回、一旦基金で何年間か持てるようにさせてもらおうというものでございます。

議長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） 今、課長はこの2点をおっしゃいましたが、この条例のほうを見ていますと、第1条に「寄附金を寄附者の希望する事業に活用するため」と書いてあるわけですね。ということは、いわゆる町側がこれとこれとこれですよというものを示して、その中での希望する事業になるのか、全く個々に、例えば地域を特定して、そこのもっと細かいとこまで入って行って、例えば、例ですけども、何々地区の消防に関係することに使ってほしいとか、何々の地域の医療関係とか、そういうもんを使ってほしいとか、そういうところまで相手が指定をされることも、このままだと、条例だとあると思うんですが、そういう部分の想定はどういうふうに考えておられますか。

議長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） 今おっしゃった区の話でございます。区のほうには、寄附とは別に、今まちづくりの補助金等がありまして、それについては、今、塩見議員がおっしゃいましたように、ポンプとかいろんなことで補助させていただいております。

ただ、今回のこの区に行きますふるさと納税につきましては、こちらのほうでそういう何か指定したものじゃなくて、区のほうで自由に使っていただけるようなことを想定してございます。

一々メニューみたいなのを出していただいているということではなくて、想定しておりますのが、例えばどこどこ地区ということで寄附をもらいましたら、自治会のほうにはこれだけ寄附がありますということを提示しまして、それで使い方は区のほうで考えてもらったというふうな考えでおります。

議長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） ということは、寄附をいただく前に、もうこちらが既にそういうカテゴリーというんですか、それをある程度区と、それからその区が行う事業というふうにはここには、「地域活性化につながると認められる地域主体の事業に活用する」と、この2つに、どちらも同じような意味に、区に渡してしまったら同じような意味だと私はとれるんですけども、もうこの2つだけということやられると、この基金に入れる分については、基金に入れん分もあると、こういう解釈でよろしいのでしょうか。

議長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） ご質問のほうで、今回、基金に入れる分がどれかということでございます。

今回、この政策形成過程にあります区の部分と、それから地域の活性化のほかの事業の部分ということでございまして、この場合も基金に入れるということです。従前からあります、例えば福祉とか教育とか、5つほどメニューがあったと思うんですけど、それについては従前どおりの取り扱いでいこうという考え方でおります。

議長（今田博文） 塩見議員。

10番（塩見 晋） 従前どおりで一般会計に入れて使わせてもらうという、それは置いておきまして、じゃあ基金に入れた場合、単年度じゃなしに使えるようにということもこの中には書いてありますけれども、例えば、寄附はしました、この区に寄附はしましたと。そのまま、一体、そこはしたけども、いつ、どこで、どう使われたかということが、今度寄附をされた方に全然わからなくなってしまうわけですね、2年も3年もということになると。私的に思うのは、やっぱりそういう形で寄附してもらった場合は、いつこの財源については区のほうに渡しましたとか、区のこういう事業で活性化に使いましたとかということをお知らせするという必要も必要になってくるんじゃないかなと思うんですけども、その点はどういうふうに思っておられますか。

議長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） 塩見議員がおっしゃるとおりで、私どもも考えておまして、まず寄附はいただきまして、一つ、区のほうからは、先ほど言いましたように自由に使ってもらったらいという考え方を持っています。ただ、何に使ってもらったかというのは、こちらも知らせていただきたいんで、それを聞いて寄附者の方のほうには、どういうふうな方法がいいかわからないんですけど、連絡をさせていただけたらなというふうに思っております。

あと、この基金で持とうということ、数年間持てるようにするというには、寄附の金額も、例えば1万円とか少額の寄附がございまして、どここの地区に1万円とかという寄附だったらなかなか使いにくいのもあるかなと思ひまして、そういう少額な場合だったら区さんのほうに連絡させてもらって、ことしの場合もうそのまま置いてもらっておいたらいいということだったら置いておきまして、それがたまって、例えば2年間で10万円ぐらいになったら、今10万円ありますよということで使ってもらおうというようなこともできるので、こういう使い方が必要な

ということで基金を持つというふうになったものでございます。

議 長（今田博文） 塩見議員。

1 0 番（塩見 晋） 寄附をしていただく方の大切な浄財というんですか、ありがたいお金なんで、いろんな方法で有効に地域に活用ができたらなというふうに思っていますので、その寄附をいただいた方にもきちっと納得がしていただける方法でお知らせするというのも、先ほどもおっしゃいましたけども、ぜひしていただきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。質問終わります。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第6号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（今田博文） 起立全員であります。

よって、議案第6号 与謝野町ふるさと応援基金条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第9 議案第7号 与謝野町看護師等修学資金の貸与に関する条例の制定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

和田議員。

2 番（和田裕之） それでは、議案第7号 与謝野町看護師等修学資金の貸与に関する条例の制定について、何点か質問をお願いいたします。

まず、最初にこの修学資金制度の件で、この修学資金に関しては北部医療センターの看護師の確保のために新たに始められた制度というか、というふうに理解をしておりますが、従来の修学資金の制度、これとの違いについて、まずお伺いしたいと思います。

議 長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。

従来と今おっしゃられましたけど、今回新たに提案させていただきます条例でございまして、これまで他の奨学金でしたら、返還免除等の場合でも1カ所にとらわれないというんですか、これにつきましては、もう北部医療センターに特化したということが一番の特徴かなと思っております。

議 長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） この条例というか、制度自体が初めてのことであるということは理解をしております。

ます。

私が申し上げたかったのは、京都府なんかはされとる看護師等の修学金がありますね、募集制度。これと、今回上げられる当町で実施、1市2町ですか、この制度というか、つくられるわけですが、その点のところ、金額面等を含めてどういう違いがあるかということについてお伺いをしたいということでもあります。

議長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。

京都府の看護師の確保の修学金の概要でございますが、金額にしますと、正看護師の資格を取るための国公立の学校につきましては月額3万2,000円、それから私立の正看の学校ですと月額3万6,000円、それから国公立の准看護師の学校ですと月額1万5,000円、私立の准看護師の学校ですと月額2万1,000円ということでございます。

それから、その返還免除の対象学校につきましては、たくさんございましてちょっと資料を持ち合わせていないんですけど、府内の中核病院、大病院であったと思います。

議長（今田博文） 和田議員。

2番（和田裕之） 課長がおっしゃっていただいたとおりの貸与月額というふうに理解をしております。

したがいまして、当町のほうでは、これは100万円、年間ですかね、100万円掛ける10名という、こういう理解で、10人分という理解でよろしいでしょうか。

議長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。

年額100万円で、貸与期間につきましては、1年生から仮にお借りいただきましたら、例を挙げれば、与謝野町男山にあります府立看護学校でしたら3年間ですので100万円掛ける3年間ということになりますし、4年制大学に行かれましたら100万円掛ける、1年生から借りられる場合、4年間ということでございます。

議長（今田博文） 和田議員。

2番（和田裕之） 大変ありがたい制度だなというふうに私自身は考えております。

そこで、北部医療センターの近年の看護師さんの状況、これについてはどのような状況になっているのか、その点をお願いしたいと思います。

議長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。

平成24年度で、この管内、宮津与謝管内ですけど、5名、それから平成25年度で6名、それから今年度卒業されて、来年度就職される予定の方が13名ということでございます。

議長（今田博文） 和田議員。

2番（和田裕之） 北部医療センターにおきましては、募集定員に満たないときというか、年度というのがあると聞いておるわけですが、そこで潜在看護師と言われる部分ですね。いわゆる離職をされて、また働いておられない看護師の方、こういう方も多くおられるというふうに聞いておるわけですが、その辺のどこ、担当課としてはどのようなご見解をお持ちなのか、その点のところをお願いしたいと思います。

議長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。

町としましては特段手当を打つとるわけではないんですが、京都府の看護協会さんなんかを通じまして、随時そういう情報提供とか、そういったことをしていただいております。

議長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） 厚労省の報告でも、全国で病院に勤務している看護師の数、これは140万人と言われておりまして、働く女性ですが、これは全国で約2万6,000人とされていますので、実に約20人に1人が看護師ということになっているという厚労省の報告でもあるんですが、これはやはり地域だとか医療機関によっても偏在しているというのは確かなことかなというふうに思っているんですが、その中でも新たに看護資格を得る人というのは年間約5万人とされていますが、その中でも就業数、これは2万人の増加にとどまるということで、離職をする人もかなり多いという、その点のとも指摘もされているところであります。

そういった中で、先ほど申しましたように看護師の確保策の柱の一つとして、先ほど申しましたとおり潜在看護師、こういう方も活用していくことも重要なことだというふうに思っておりますし、こういう方が全国で70万人いるというふうに言われておるんですけども、こういった方も医療機関に戻っていただくとかということも一つの重要なポイントじゃないかなというふうに考えていますけども、その点のところ、再度お願いしたいと思います。

議長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。

看護師不足は、病院だけじゃなく、介護施設とか福祉施設のほうでもそういったことが言われていますので、そういったところに就職していただけるような施策が何か考えられればいいかなと思っております。ただ、今これとって妙案があるわけではございませんけども、そっち方面につなげる施策を今後考えていかないけないとは思っています。

北部医療センターのほうにつきましても、随時そういった方の募集も今現在されておりますので、そっちのほうに就職がしていただける方がふえていただけるとありがたいと思っております。

議長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） 資料にもありますとおり、課長がおっしゃったとおり介護施設だとか福祉施設、こういったところでも看護師不足というのは言われています。ですが、比較的、統計にもよりますけれども、やはりある程度高い年齢になられた看護師の方がそういう施設に行かれるという動向もありますし、今の現時点では、やはり与謝の海病院、どうやって看護師を確保していくかということについて、1市2町で今後も努力をしていっていただきたいなというふうに思っております。

何回も言いますが、団塊の世代の方が後期高齢になられる2025年ですか、そのときには医療、介護の分野では、看護師は200万人以上要するというふうに言われておりますので、その点も含めて今後ご尽力いただきたいというふうに思います。

以上で質問終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

有吉議員。

1 2 番（有吉 正） それでは、質問いたします。

議案第7号の資料の3ページ、資料に載っておりますけども、宮津与謝1市2町共同で修学資金を貸与するものとなっておりますが、今度の3月定例会、それぞれあると思うんですけど、同様な条例を出されておられるかどうか、ちょっと確認しておきます。

議長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。

伊根町と与謝野町は全く同じでございます。伊根町におかれましては、もう議決をいただいたというふうに聞いております。

宮津市さんにつきましては、基本は同じなんですが、宮津武田病院が宮津市さんにはありますので、これに宮津武田病院を加えた宮津市さん独自の分をつくっておられます。

議長（今田博文） 有吉議員。

1 2 番（有吉 正） それをお伺いしますと、非常にちょっとこの条例、もう少し。ええことなんですよ。ええことなんですけども、いろいろと難しいといえますのか、ちょっとすきっと来ない部分もありますのでちょっと質問させていただきますけども、先ほど和田議員の質問で、あるいは看護学校は3年、あるいは看護大学は4年あると。月100万円だというふうなことがご答弁あったと思うんですけども。ごめんなさい。年に100万円ですね。ですから、300万円と400万円貸与という形になるわけですね。それと、もう一つ和田議員の質問の中で医療センターの状況を聞いておられた中で、平成24年が5名、平成25年が6名、平成26年が13名とか、こうおっしゃっておられたんですが、これはどういった数字でしたんですか。ちょっと聞き漏らしたもので、看護師さんが足らんという状況なのかどうか。

議長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。

北部医療センターに新卒で採用になった看護師さんの数が、先ほど言われました人数ということでございます。

議長（今田博文） 有吉議員。

1 2 番（有吉 正） 私が一番ちょっと憂えると申しますのが、医療センター、これを充てられて、医療センターを受けられて、そして採用されない、そういうことが起きるものかどうか。それが非常に、こんな仕方がないんでは済まないことが私はあるんですわね。というのが、300万円返すのと、返さなくてもいいと。でも、地元の病院に行かれた、あるいは宮津の武田病院に行かれたということだってあると思うんです。そういう点については、どのようにこの討議というか、状況を考えられた、この条例を出される前に、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

議長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。

北部医療センターにつきましては、最低でも10名は採用したいという意向を持っておられまして、平成27年度は13名とたくさんの方が入っていただけるようですけども、これまで5名、6名で定員割れをしとる状況ということで、新卒で看護師の国家資格を合格される方というのは、学力的にも当然高い方でないと受かりませんので、まず採用はしていただける状況だと、今現在ですけども、そういう状況にあるということで、その辺は大丈夫かなということで検討をしてお

りました。

議 長（今田博文） 有吉議員。

1 2 番（有吉 正） 例えばですよ、例えを余りようけ出したらあかんのかもわからんのですけども、与謝野町の子が武田病院に仮に行った場合、これは地域医療ですわね、ある意味。そういう点は、宮津市だけが武田病院を入れておられるのはいかなものかなというふうに思うわけなんです。それで、ある意味そういう点が、今ちょっとすぐには整理できないところも私自身はあるんですけどもね。ただ、4月からのこれ、あれですので、そういう点はすぐにこれが卒業になるわけではないので、そういう点は今後の状況も含めてやっぱり考えておいていただきたい部分はたくさんあるんでないかなというふうに思うんです。

特に医療センターが全員採ってくれたらええですけども、採れないとき、こういった思いの人ができるということは常に頭に置いといていただきたいなというふうに思います。ちょっとご答弁をお願いします。

議 長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） お答えします。

学生時代から、いわゆる宮津武田病院のほうに就職したいというご意向がありましたら、宮津市のほうの制度で受けていただけたらと思います。ただ、北部医療センターを目指しとったんだけど、だめだって武田病院に就職したというケースになりますと返還をしていただかなくてはいけないという、今、制度設計になっておりますので、今後、宮津市さん、伊根町さんを含めて検討していきたいなと思います。結果がちょっとどのようになるかはわからんのですけど、逐次見直しも必要な制度だと思っておりますので、今後また議論をしていきたいと思っております。

1 2 番（有吉 正） 終わります。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第7号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（今田博文） 起立全員であります。

よって、議案第7号 与謝野町看護師等修学資金の貸与に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第10 議案第8号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第8号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(今田博文) 起立全員であります。

よって、議案第8号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第11 議案第9号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、日程第13 議案第11号 与謝野町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定についての以上3件を一括議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

伊藤議員。

7番(伊藤幸男) それでは、教育委員会のいわゆる体制が変わるということで、半世紀にわたる制度が、改めて大改革というか。すぐに癖になっているね。悪い政治は改悪と言いたくなるので、申しわけないです。僕からすると改悪だと思っているんですが、とにかく大改革がされたということです。

そこで、これを一つ一つ問いただすというようなことはとてもできませんので、また違う時期にというか、一回じっくりとそれは場があれば聞いてみたいとは思っているんですが、要約して質問をしていかなあかんと思っております。

1点目は、先ほど言いましたように、戦後つくられた教育委員会制度というのは、戦後ですよ、戦前の教育のあり方、いわゆるお国のために国民が働けというか、国民に教育をすることによって戦争に駆り立てるような教育が行われてきたと。そういうことを戦後では否定して、戦後以降、一般行政から独立したものとして教育行政があると、こういう形で進められてきたというふうに思っています。

その関係で、この戦後に生まれたその教育委員会委員というのは一般住民から選ぶという公選制で出発したんですね。公選制でみんなに選ばれてきたと。議員さんと同じような形ですけど、これでスタートした。しかし、その公選制そのものがなくなって、現在は教育委員の選任ということで、首長が指名した方が議会で承認を受けるというのが、我々、今体験しているところです。

この認識について、まず町長に伺っておきたいと思います。こういう認識で、私、間違っているかどうかお伺いします。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） そのような制度の変遷であると認識しています。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 教育委員長にもお伺いしておきたいと思っています。いや、教育長。済みません。教育長さんにも、今のことに、私の認識で間違いないかどうか確かめたいと思います。

議長（今田博文） 塩見教育長。

教育長（塩見定生） 基本的には間違いないと思いますけれども、そういった公選制をやっている中でもいろいろな問題も生じてきて、現在のようになってきたんだろうというふうに認識しております。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、先ほど教育長が答弁された公選制の問題になったのでちょっと聞いてみるんですが、東京の中野区では、かつて準公選制と言ったと思うんですが、そういうことを復活させた経過があります。非常にこれは全国からも注目をされて、画期的な出来事だということで、マスメディアも含めて取り上げました。この点は、教育長はどういうご判断というか、考えでしょうかね、このことについて。

議長（今田博文） 塩見教育長。

教育長（塩見定生） いかんともしがたい話でございまして、私は今の国の方向でやっていくより仕方がないのかなというふうな考えを持っております。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 私は、非常にこの中野区の制度は、今はなくなっていますが、この制度は非常に画期的な私も制度だと思うんですね。いわゆる戦後のいろんな困難があった中で公選制がなくなったけども、しかし準公選制としてみんなから選挙で選ばれるという制度に戻すわけで、それは非常に民主的な、今こそ求められているんじゃないかというのが私のこれについての考えです。

そこで、安倍政権のもとでこの教育制度そのものが改革されたわけですが、国会でも非常に大きな論議になりました。これは皆さんもご承知のとおりです。そこで、基本的にはいろいろな制度が変わってきたということがありますが、教育委員会の権限を基本的に弱めるような重大な私は改悪だと思っているんですね。これが一つの特徴的にあらわれているというふうに思っています。それについては大演説をするつもりはありませんけども、それは今回変えた理由を、おおむねこの場でも報告ありましたけども、2011年に起きた大津のいじめの自殺の隠蔽問題なんか理由に挙げられたり、そのほか国民の中から、今の教育行政、学校行政にかかわって大きないろんなブーイングや批判が出たと。これは、教育体制が十分でないから、僕は、基本的にです、いろいろな批判が出たと、いじめだとかいろいろありますけども。そういうことを安倍政権のもとで口実にしてやってきたと、変えてきたということが特徴だったものだろうと思っています。

そこで、その中の一つ目の問題というか、まず中身の問題でちょっと触れておきたいと思って

いるんですね。それで、私がずっと見た、いろんなことを勉強した関係でいいますと、いわゆる今度の改悪で加わったのは3つの要素があると思っっているんです。ここでは4つ書かれていますようですが、3つあると。ここにもありますように、1つは教育長の問題ですね。新教育長の問題。2つ目は大綱の問題、3つ目は総合教育会議というものの問題です。これが特徴の出た3つの要素だと思っっているんです。

おのこの今の説明を、次長でも説明いただけたらと思っるんですけど、この3つの。わかりやすく説明してください。

議 長（今田博文） 小池教育次長。

教育次長（小池信助） それでは、わかりやすく説明できるかどうかわかりませんが、今回の地教行法の改正によりまして、今その関係で関係条例の制定につきましてお願いしとるわけですが、そもそも地教行法の改正の中で、大きく、今、伊藤議員がおっしゃったように、一つは新教育長の設置というんですか。そもそもが、今は任命権者は町長が任命されるわけですが、教育委員として任命がされるわけですね。これが一般職の職責があるということで、一旦教育委員会に入って、教育委員会の中で互選によりまして教育長が選ばれると。教育長が選ばれるのは、あくまでも教育委員会の中で選ばれる。それが、今度の新教育長になりますと任命権者が町長になりまして、教育委員じゃなくて新教育長として任命がされると。いわゆる町長が任命権者で、教育長として任命をされると、ここが大きな点で、特別職として扱われます。

2つ目としまして、教育委員会は別に教育委員会としてこれまでどおり開催するわけですが、教育委員会と教育施策について行政側との同じ方向性ですとか、そうした調整をするために総合教育会議というのが開催されることになります。これは、教育委員さんに町長が加わった会です。今、教育委員は5名なんで、それにプラス町長が加わった6名でその総合教育会議というのが開催されると。その中で、いろいろと教育行政について意見交換ですとか調整がされるということで、その中の大きな要素としまして、教育大綱というのを制定するということで、この教育大綱にはいろんな、例えば今やっています小学校の再編問題ですとか、それから認定こども園ですとか、そういったいろいろな方針、町の方針、そういったものを大綱に定めて、町長のほうとしても教育委員会としても同じ基本方針のもとに教育行政を進めていくということでございます。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） この件は、いわゆる首長が具体的にかかわる特徴的な制度です。首長ができると。それは、なぜ私はここにこだわるかという、今回は私は改悪だというような話をしましたが、安倍政権は、この地方の教育委員会制度そのものを首長のもとでいろんなことが言えるように、口を出せるようにというものなんですね。そういう形で出てきているんですが、しかし、その点で町長にお伺いしたいんですけども、この点での制度上の認識を、今はこういうふうになったという点、今、次長がおっしゃったんですが、町長としてその辺はこういうことができるのか、そういうふうと思っるとということがあったら教えていただきたいと思っるんですけど。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） この法律の改正によって、首長、つまり私に対して教育により積極的に加わっていかなければならないという使命が発生しているという認識をしております。

この教育における政治の中立性というものは、日本の教育業界において常に議論をされてきたことだと思えます。そうしたこれまでの経過を受けて、私がきっちりと認識をただした上で、4月から新制度に移行することになりましたときに、高い見識と、そして意識を持つべきであろうというように考えております。

そういった中で、これからさまざまな会議を通じて、この与謝野町の教育について教育委員会とともに議論をしていくことになろうかと思えますけれども、先ほど申し上げました政治的な中立性、そして高い倫理観、そして見識を私自身持ちながら臨んでいきたいなという決意でございます。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 非常に何もないというか、問題のない答弁をされたのであれですが、特に私が気になっているのは、国会論議の中で、いわゆる文科省の大臣の下村さん自身がおっしゃっていたんですけども、こう言っていたんですね。「新教育長が最終決定権者である」ということを繰り返して言ったんです。これは、いろんな野党からも指摘もされて、結局訂正することになりました。これ本音なんですね。今、私言いましたね。首長の支配の中に教育行政まで入れたいという安倍さんの発想なんですけども、そういう危険があるということを私は言いたかったんですね。

ですから、町長がかかわるに当たっては、その今までの原則はこういうことを言っているんですよ。国会論戦の後に通知が出ました。これ知っていますよね。文科省からというか、通知が来ているはずなんです。この通知の中で、そういうことの非常に軌道修正が国会論戦の成果を踏まえて出ているんです。そこが非常に大事なんです。ですから、簡単に言えば、従来の枠の町長の責任の仕事、施設整備だとか教育条件整備だとか、こういうことはきちっとやらないかと。もちろん大きな教育の理念みたいな考え方とかということについては、もちろん充実すると、対等に話し合えるという関係があるんですよ。そのことは言わないんですが。しかし、大綱の中に、自分が勝手にこういうふうにしてほしいというようなことを一方的にほうり込むというようなことはできないということを通知の中で言っているんですね。この点ご存じですか、次長。通知。

議 長（今田博文） 小池教育次長。

教育次長（小池信助） 存じております。そうした経緯の中で、教育委員会としての決定権というんですか、教育長ではなくて、あくまでも教育委員会の合議制の中で決定されるということが残されたということで、教育委員会としての役割はきちっと残っているというふうに思っております。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ちょっと時間がないので、しかし第2ラウンドもやらせてもらいたいと思っております。

もう時間がないし、第2ラウンド。もう一回できるよね。

議 長（今田博文） できます。

7 番（伊藤幸男） できますね。

済みません、一旦おります。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ようけあるんですが、できるだけ絞ります。

先ほど言った点は、3つの点の、いわゆる会議についても、先ほど次長から答弁があったように、基本的に教育委員会の独自性にふさわしい形で残っていると、制度はということなんです。この通知というのは、非常にいろんなところで、僕もずっと読ませていただきましたが、大変今までの教育行政のあり方から書かれているということで、国会論戦も非常にいい国会論戦ができたんだろうなと思っています。ということです。

問題なのは、そうかといっても、今の体制がどどん国、文科省の中で方針が具体化されてくるときにどう出てくるかというのが非常に問題なわけですね。私は、もうこんな論議をずっと長くやるつもりはないんですけども、やっぱり要約をして、私らが考えていることだけちょっと述べて終わりたいなと思っているんですけども、今言ったことにあらわれるようなことが起こり得るということが今あります。

そこで私が言いたいのは、一つは教育委員たちが保護者、子供、教員、そして住民の不満や要求をよくつかんで、自治体の教育行政、教育施策をチェックしながら反映させていくということが一つです。それから、2つ目の問題は会議の公開です。今までなかなか公開といっても、そういう本格的なものになっていなかったんで、それを、会議を全面公開して、教育委員の待遇改善や、それから支援、教育への偏見、専門性を持つ人の確保の問題など、教育委員会の役割が実質的に果たせるような体制をつくるということが2つ目です。3つ目は、僕が先ほど言ったところで、教育的介入が、一切の教育的介入から教育の自由、自主性ということを守り切ることです。これが非常に大事です。4つ目の問題は、憲法と子供との権利条約に基づく立場に立って地方行政を続けていただきたい。憲法と子供の権利条約です。これは、非常に世界的にもあれです。

それから、ここで言うとおくと、ちょっと余談ですけども、私がすぐれていると思うのは、前にも言いましたが、フィンランドという国は、教育長もご存じだと思うんですが、世界でもトップランナーですね、教育立国としての。これは、実践的にも世界的にも合意になっているんですが、ここが一番学んだという教訓は、旧、前回の教育基本法なんです。前の。これを1970年代に学びに来ているんです、日本を。その教訓が、今実践で30年たった後に芽が開いているんですね。だから、このことをもっと教訓化する必要があると。同時に、そこでも子供の権利条約問題を非常に具体的にしています。日本は、残念ながら教育基本条例を教育行政の中に、学校によってはやっているところあるんですが、全体としては非常に後ろ向きですよ。扱いをしていない。私も議会で何度か言いましたが、合併してからも、それがなかなか具現化していないという点で、大いにこの子供の基本条例は生かした教育実践をしてほしいなというふうに思っています。

最後、これはあえてつけ加えですが、教育委員会の公選制や、今後についてはですよ、公選制などの抜本的な改革を、やっぱり国民的な、非常に今関心が教育委員会制度、教育についての関心が高まっていますから、国民的な論議と合意の中でそういうことを進めるべきでないかというふうには私は思っています。公選制で、言うなら、冒頭に言いましたように、住民自治としてのあり方が参加してもらえる、そのことでは新しいエネルギーが出てくるという、そういう住民に依拠したまちづくりに大きな力を発揮するんだろうというふうには思っていますので、このことを申し上げておきます。

この点で意見があれば、次長でも教育長でも町長でもお伺いしておけたらと思います。

議長（今田博文） 塩見教育長。

教育長（塩見定生） 私は、やはり私自身も思っているんですけども、いろいろな事態に対する対応、やはり責任者の不明確化という面は、町民からもそういうことがあるんであろうというふうに思っております、やはり迅速に対応しなければならない事象もたくさんございまして、また時代も変わってきておりますので、いろいろな問題事象も発生してきておりますので、やはり従来のようなやりようではなくて、やはり迅速に対応しなければならない事案も多い、このように感じております。ですから、ぜひこの点については、やっぱり責任者の明確化ということは大事であらうというふうに思っております。

それから、議員がご指摘のとおり、民意を反映する、これは大事なことでございまして、これは今でも教育委員会議は合議制、それから公開性、これはもう持っておりますので、ぜひ、私も含め、それから教育委員も含めて、民意を反映できる限り反映してまいりたいと、このように思っております。

そして、いわゆる、議員がご指摘のとおりワンマンにならないようにというチェック機能の問題におきましては、やはり合議制でございまして、それは合議で決められることだろうというふうに考えておりますので、そういったことが教育長へのチェック機能ということになるであらうというふうに思っております。

今後ともいわゆる首長との連絡、連携をとりながら、今でも教育問題については町長ともよく話し合いをしておるんですけども、今後とも教育行政を一層進めていくためにも、町長とも連携をとりながら進めてまいりたいというふうに考えております。

不十分ですけど、私の今の見解を述べさせていただきたい。そして、教育行政は今までどおり教育委員会はやってまいりたいというふうに考えております。

7 番（伊藤幸男） 終わります。ありがとうございました。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

最初に、議案第9号について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第9号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（今田博文） 起立全員であります。

よって、議案第9号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第10号についての討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第10号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(今田博文) 起立全員であります。

よって、議案第10号 与謝野町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

最後に、議案第11号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(今田博文) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第11号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(今田博文) 起立全員であります。

よって、議案第11号 与謝野町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第14 議案第12号 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

勢箴議員。

14番(勢箴 毅) それでは、議案第12号 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正につきまして、2点ほど質問したいと思っております。

この条例は、非常に財政状況が厳しいということで、財源確保策として、町長、副町長、教育長の給与を1年間5%カットするという条例なんですけど、ここで町長にお尋ねしますのは、私は12月議会でもお尋ねをしましたんですが、昨年の選挙に、町長はこの給与の削減について触れられております。このことについて12月にお尋ねしましたときには、政治状況と兼ね合いを考えていきたいと。そしてそのタイミングを、今はそのタイミングではないと、こういう答弁だったと思っております。

それで、1年、町長になられて経過をしようとしているんですが、現在のこういう財政状況の中で、職員にもカットを要求をされておる、こういうことの中で、町長がおっしゃったいわゆる給与の減額について、このところをどうのように考えていらっしゃるか。

議長(今田博文) 山添町長。

町長(山添藤真) 昨年の選挙におきまして、私は財源確保も一つの理由とすることから、自身の給与の削減、そして退職手当の返納等を行う必要があるだろうということを申し上げてきました。

その中で、私が今優先的に考えておりますのは、退職手当の返納であるというようにご認識いただければなというふうに思います。その中でどのようなやり方をする事ができるのかということを現在、協議を深めているという状況でございます。

議長(今田博文) 勢箴議員。

1 4 番（勢簀 毅） この退職手当の返納の仕方については、これはほかの市町村でもそういった例はもうたくさんありますので、これは担当課長が研究されたら、私はこの方策はあると思うんですが、その給与の削減については、町長の現在の気持ちはどうですか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 私がこの問題につきまして発言をしてきた内容といいますのは、退職手当の返納が給与の削減を通じてということだったというふうに思います。私が優先して行ってまいりたいのは退職手当の返納であるということをご認識いただければなというように思います。

一方で、給与につきましても、当然のことながら、これから非常に厳しい財政状況を迎えるわけでございます。そうした、先ほど議員がご紹介いただきましたような政治状況との兼ね合いを考えながら見きわめていく必要があるだろうという認識でございます。

議 長（今田博文） 勢簀議員。

1 4 番（勢簀 毅） 町長、12月にもタイミングということをおっしゃいましたんで、一つそのタイミングを見ながら、一般の受けとめ方は、やはり給与も退職手当もと、こういう受けとめ方が多いと思うんですよ。ひとつ、しかるべきときにそのタイミングを見つけていただきたいと思っておるんですが。

もう一つ、これ条例とは直接関係ないんですけども、山添町長さんをよく私も理解していない面があります。町長を知るために、また平成27年度の町政運営を考えるために1点お尋ねしたいんですが、ことしの年頭の訓示の中で、1月5日でございますが、町長は「真実一路」という言葉をお使いになりました。2回か言われた。これは、私どもが考えておりますのは、私がこのことから受けるのは、昭和の初め、山本有三さんという作家がいわゆる真実一路という、不朽の名作と言われておりますけれども、これを書かれた。それで、この内容は、この小説の、これはその人生を真実に生きようと思うんですが、なかなかそうはいかないという道筋を示して、傷つきながら主人公がたどっていくと、そういう小説になっているんですけども、町長が言いたかったのは何だったのかなと。それで、私はまだ結論には、頭の中にわかりませんが、偽りのない真心を持って町政をやっていく、こういうことだったのかなと思っておりますが、その真実一路ということをおっしゃったこの意味をお尋ねして終わりにしたいと思っております。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 確かに、1月5日の互礼会において「真実一路」という言葉を使いました。

しかしながら、この真実一路の背景、先ほどご紹介をいただいたような小説であったりとか、込められた意味の多様性について、私はそこまで意識をして発言をしたものではございません。先ほどご紹介をいただきましたように、できる限り真実、実のある人間として一つの道を歩いていきたいということを申し上げたかったということでございます。

1 4 番（勢簀 毅） 終わります。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、私は職員給与条例について簡単に、余り深くするつもりはありませんので。

議 長（今田博文） 伊藤議員、今、議案第12号ですが、よろしいか。

7 番（伊藤幸男） ごめんなさい。間違いました。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第12号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（今田博文） 起立全員であります。

よって、議案第12号 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第15 議案第13号 与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

多田議員。

本日は、午後5時以降も会議を続行します。

15 番（多田正成） それでは、先ほどは特別職員の給与の問題、今度は職員の給与の問題ですけども、まず総務課長にお尋ねします。

これが、給料カットがもう3年ほどずっと続いておるわけですけども、職員の気持ちというのか、職員の思いというのか、そういったあたりは把握しておられますでしょうか。

議 長（今田博文） 浪江総務課長。

総務課長（浪江 学） お答えいたします。

私も職員と理事者が組合交渉をされる場所に同席をさせていただいております。そういった中で、非常に職員から切実な声を直接聞かせていただいております。

今回のこの3%カット、これで連続3年目に入ることですのでございますけれども、この点についても非常に厳しい声を聞かせていただいているというところでございます。

議 長（今田博文） 多田議員。

15 番（多田正成） 次に、企画財政課長にお尋ねいたします。

要するに、財政シミュレーションにも見られますように、これからずっと赤字が続くような財政状況、財政運営になっていますね。そうしますと、職員のカットはカットし続けんなんという状態が起きるわけですね。それは、職員の気持ちの意欲というのか、そういうことをカットしてしまうことになりまして、財政計画をまず立てた中でどうするということが一つも見えてこないんですけども、企画財政課長は、その辺はどういうふうに判断をしておられるでしょうか。

議長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） 人件費のカットと財政見通しということのご質問でございます。

財政見通しのほうは、お示ししておりますとおり、今後非常に厳しくなって、このままの状態だったら毎年度、三角がついていくという見通しになります。その中で、今人件費のカットが3%、3年間続いております。

今後も今のままだったらずっと行くのではないかとということでございますけれども、厳しい中で何とかやっていく必要があると思っておるんですけれども、行政改革大綱のほうの中でも、一応厳しい財政を何とかしていくのが盛り込まれておりますので、その大綱を見ながら今後十分検討といいましょうか、調査をしていく必要があるかなと思っております。

今すぐに妙案があつて財政を改善する方法はございませんので、人件費、物件費、いろんな費目の中の調整の中で今後も検討していく必要があるというふうに思っております。

議長（今田博文） 多田議員。

1 5 番（多田正成） こうして毎年職員が一生懸命仕事する中でカット、カットを続けるわけですが、これはどこかで断ち切らなければなりません。それは、やっぱり行政運営のやり方、方法、それがきょうまでから私はずっと財政計画というものが必要だと。財政見通しは出ますけれども、財政見通しにあわせて財政計画をしなければ改革も何もできない、私はそういうふうに思っています、ただ財政がえらいから特別職のカットをする、それから職員の給料もカットするという状況は、そんなことは理解できるんですが、それは単年度の話でして、その根本を変えて、職員に給料を出すものは出して、そして意欲を出していただいている。その中で、課長もこの間委員会で言うと言われましたけれども、誰でもいいんじゃない専門職、そういった能力の高い職員でコンパクトに仕事をして、給料を高く出していくと。そのほかは、まだ、私がいつも言っていますように、行政サポート、それから民間活力を生かす、そういった業務の方法があるということ全体を考えて物を私は言つとるつもりなんです、そのことそのことだけには、みんなそれぞれにすばらしいんですけれども、そうではなしに全体像、この町の運営というものをどうあつて給料をきちっと払う、そして能力を出していくという設計が誰も出てこないんですよ。

だから、僕はそこが言いたいんであつて、先ほども庁舎の積み立ての問題も反対させてもらったのは、何の計画も出ていないのにそれをやっている。あの庁舎の問題でも私は言いたいんですが、せっかく施設白書があるんだで、それを見て、そしてどう整理していく、どうこの町をコンパクトにしていくんだという計画が出てはじめて、そうだったら庁舎の積み立てをしていこうと、そういう計画の一つもならないから、物すごく単純な、その場その場の言葉しかないで、私はどうなつとるんだろうという気持ちがありまして立てなんだんです。そこが問題なんですよ。

町長、そこをどう思われますか。

町長（山添藤真） 反問権。

議長（今田博文） 反問権ですか。

山添町長。

町長（山添藤真） 多田議員にご指摘をいただきました件につきまして、反問権を行使させていただきまして、逆に教えていただきたいというふうに思います。

まず、第1に総合計画をどのように位置づけていらっしゃるのか。

そして第2に、全体像と言われるときに、どのような項目をお見せするとご理解いただけるのか、この2点についてお伺いしたいと思います。

議長（今田博文） 多田議員、今の町長の反問に対しての答えというか、多田議員の考えですね。

1 5 番（多田正成） はい。

議長（今田博文） そうしたら、時間をとめます。

多田議員。

1 5 番（多田正成） 最初、総合計画と言われましたかいな。総合計画は、一応委員会で10年の総合計画、その総合計画のことですか。

それは、町の運営をしていく上できちっとした委員会が決めていかれる10年、それを5年ごとに前期・後期に分けて進めていく。その問題は、それで私はいいと思っています。

そうではなしに、今現状が置かれて、財政が赤字になってくる、厳しくなってくる、ほかの事業にも繰入金もせんなんという問題があって、そこをもっとどうして運営していけばいいかということは、レベルの高い職員を集めて給料を出していく。そして、国からおりてくるような一般職みたいなことは、先ほど言いました行政サポート会社みたいなところを使う。それは、僕は民間活力と言っておりますけれども、民間にできることは出して行って、民間の事業を、町長も言っておられました自立、要するに自分で商売をしていくという方です。

そういうことは、例えば課長が退職されても、十分その仕事を受けて自立ができるんですよ。会社が経営できるんですよ。そうやって町の自力を引き起こしながら、財政は、僕がいつも言っているように、役場は役人の仕事でいいんです。要するに施策とチェックでいいんですよ。そこが、全部を行政でだらだらと言うたら失礼ですけども、やっていこうとするからおかしいんであって、役所なんですよ、ここは。ですから、役所の役目をどうしていくかということで、あとの事業は民間活力で何ぼでもできるんですよ。その考え方を考えてほしいということが私は1点あって、この町の自力で生きていく活力をどう掘り起こしていく、仕事をどう起こしていく、それは自分の力でその仕事をしていっていただく。そこには雇用も生まれたりということになるわけです。課長も退職されても、何ぼでもその専門家ですから、商売しようと思えば商売ができる。そうしたら、会社がいっぱい生まれてくるんです。そうしたら雇用が生まれてくる。そういう発想をどうつくり上げていくかということが私は問題だということを言っているのであります。

以上です。要するに、考え方の問題です。

議長（今田博文） 多田議員、質問してください。質問してください。時間、カウントしますので。

多田議員。

1 5 番（多田正成） ほんなら、今度は質問でいいんですか。はい。ちょっとなれないもんですから、済みません。

そうですと、町長が、要するに高浜市の問題も、資料も提供しました。あそのまま同じようにせえという意味ではない、そういう考え方もあるんですよという。京丹後市は、素早くそのこの社長を呼ばれて勉強して、京丹後市もやっておられます。だけど、京丹後市も私は視察に見せていただきましたけれども、まだ行政がコストダウンできるほどの効果が出ていないところがちょっと見え隠れしていましたんで、私はまだまだ努力が必要かなというふうには思うんですが、そのまま同じようにしなくても、町長の新しい発想でどう自力社会をつくっていく、会社を立ち上

げてくれるような施策ができるかどうかです。今までの業務のままだったら、今のままずっといくということで、時代が違うということをお願いとるんです。それも、財政が黒字でずっといけるんならいいですよ。そして給料もどんどん上げてあげられて気張ってもらえるような方策ならいいんですが、財政を気にしているときには赤字をずっとして、それが、赤字が減っていくならええけど、だんだん赤字がふえる財政シミュレーションでやって、それは知恵で、この間も言いましたけど、課長さんの知恵で1年1年そうならないように努力しておくれるということにはわかっていますよ。それはわかって物を言うとするんですけども、そういったシミュレーションを見る中で財政計画をどうしていく。それは、行政運営をどうしていく、行革をどうしていくということからずっと生まれてくる財源だと僕は思う。カットしてもらえばいい、それだったら、財政は何ぼでも給料をカットしていかなん状況がある。それでは、職員さんが身がもたないということなんです。もっと、職員さんの肩を持つわけではないですけども、そういう財政運営をどうしてつくり上げていくか、どうして業務をしていくかということが大切ですよということをお願いとるだけで、そこに問題があると思っています。

どうぞ、町長、あったらそこら辺を聞かせてください。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 私は、就任以来、総合計画の重要性というのは否定をしない、つまり総合計画を確実に実行していくことと私自身の政策を加えていくことによって新しい町をつくってほしいということを申し上げてきました。

先ほど議員がご紹介をされましたように、総合計画といいますのは多くの住民の皆様方の視点に立った上で立てられた計画でございます。私は、一定程度この総合計画の中に町のランドデザインが入っているのではないかとこのように思っております。

そういった上で、この条例に関しては職員の給与をまた来年も3%カットさせていただきたいというものでございますけれども、議員がご指摘になられますように、職員の中にはこの3%カットを廃止してほしいということを強く要望される方もいらっしゃいます。私は、当然のことながら、その要望に応えていきたいというように思います。

そのためにはどのように財政運営をしていくべきなのかということは、もっと研究をしていかなければならないというように思いますけれども、喫緊の問題として私たちが手をつけるというふうに申し上げているのは、公共施設のマネジメント、これは不転の決意であるということですので。そしてもう一つは、使用料、公共料金の適正価格への見直しということをしていかなければならないというように申し上げています。そうした中で、町の財政運営がどのように推移をしていくかという検討を重ねながら、これは本当に不断の努力が必要であろうというように思います。そうした中で、できる限り早い段階においてこの3%カットを戻していただけるようにしていきたいというように思っているところです。

また、来年度の当初予算、あるいは補正予算の中に組み込んでおりますように、積極的な産業振興政策を行ってまいりたいというふうに思っております。こうした産業振興の取り組みを進めることによって、それこそ民間の活力を引き出ししていくことができるのではないかなというように思っておりますので、庁舎内での努力、そして住民の皆様方にお支えをさせていただく側面もあろうかと思っております。そうしたさまざまな視点を取り入れながら、財政運営についてもできる限り

向上させていきたいというのが私の思いでございます。

議 長（今田博文） 多田議員。

- 1 5 番（多田正成） 余り説明が下手でわかりにくかったかも知れませんが、つい力が入り過ぎてまして大声になったかも知れませんが、思いとしてはそういうことでありますし、町長も今そうして一つ一つそのように持っていきたいということでもありますので、ぜひ努力していただかないと、こんなことを毎年続けとつても、一つも町の活性化にはならないということでもあります。給料のカット、それから公共事業のカット、そうすれば財源は少しは始末できますけれども、それで町が活性化するのか。ここの行政は町民のための行政を行っとるんです。行政のための行政ではありません。町民のための行政をどうしていくか、疲弊した町をどう活性化させるかということ考えた中で、もっともっとやることがあるんじゃないですか、そこの知恵を出していただきたい、私らもそのことは十分思っておりまして、その問題を投げかけておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

議 長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

小牧議員。

- 3 番（小牧義昭） 何点かご質問をさせていただきたいと思います。

これ3%をカットするということであるんですけども、3%カットすることによる財政的な効果というのはどれぐらいを見込んでおられますか。

議 長（今田博文） 浪江総務課長。

総務課長（浪江 学） 提案説明の中で町長が申し上げておりますけれども、およそ2,900万円を見込んでおります。

議 長（今田博文） 小牧議員。

- 3 番（小牧義昭） 委員会でも申し上げておったんですけども、ラスパイレス指数というのがございます。当町のラスパイレス指数と伊根町のラスパイレス指数がわかりましたら。

議 長（今田博文） 浪江総務課長。

総務課長（浪江 学） お答えいたします。

当町のラスパイレス指数が90.2でございます。伊根町のラスパイレス指数は91.4でございます。いずれも平成26年4月1日現在の数字でございます。

議 長（今田博文） 小牧議員。

- 3 番（小牧義昭） こんなことを言うのは伊根町さんに失礼になってくるんですけども、伊根町さんでもラスパイレス指数が91.4ということで、与謝野町の職員さんよりも高いということが出ているということでもあります。

委員会でも申し上げておりましたように、3年連続で減額をしていくということになっていきますと、職員のモチベーションも、またことしもか、またことしもかと、連続して来るということになってまいります。また、さらには採用の時点におきまして、賃金を下げる町だなというようなことが、どうしても働きづらいというような、そんな空気が醸成されてくるような機運もあるのではないかなと、そういうふう非常に不安を感じておりました。

よって、このような、今回はこれを、条例を通して予算を多分形成されているのではないかな

というふうに思うんですけども、その辺、企画財政課長のほうはいかがでしょう。

議長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） 新年度予算のほうの3%カットのほうにつきましては、カットした分で計上しております。

議長（今田博文） 小牧議員。

3番（小牧義昭） そうしますと、次年度予算はこれに基づいてということになるかというふうに思うんですけども、その次の年度におきまして、それをカットしないようないわゆる財政シミュレーションをしていただきまして財政形成をするということが可能かどうか。やるというような意気込みというのは、企画財政課長、ありますでしょうか。

議長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） 今の段階で言えますのは、1年後ということで、平成28年度がどうなるかというところまではお答えができかねるところです。

ただ、私の財政担当課長として言えるのは、先ほども申しましたですけども、財政シミュレーションをお示ししております、今後非常に厳しい状態であるというのは見えております。

議長（今田博文） 小牧議員。

3番（小牧義昭） 財政シミュレーションを綿密にいただきまして、3%カットをしなくてもいいようなシミュレーションをしていただくように、そして職員の皆さん方が通常の賃金で、いわゆる給与で払っていくことが可能なように組み立てをしていただきたいというふうに切にお願いをしておきたいというふうに思います。

以上、終わります。

議長（今田博文） 和田副町長。

副町長（和田 茂） 私のほうからお答えをさせていただきます。

これまでの議論の中で、職員の皆さんには、この間、交渉の過程の中で十分現在の状況、町の財政状況を理解していただいている中でご無理を申し上げてきたという経過がございます。先ほど財政課長が申し上げましたように、単年度でこの件については交渉をさせていただくということで組合のほうとは約束をさせていただいていますので、これはもう来年度に向けて我々も真摯に組合と交渉をしていかなければならないということでございます。

決して我々もこの削減ありきということではないんですけども、やはり町民の皆さんのご要望に応える、あるいは今与謝野町内の経済状況が悪い中では、職員の皆さんにもそういったご無理を申し上げているという状況もございますので、これをできるだけそうにはならないように、新年度早々には職員さんの知恵もかりながら、どういったことに手が打てるのか。これは、もう単年度ではなくて、与謝野町の数年後を見越した手だてを打っていかないと財政状況が破綻してしまうというのは、もう確実に今の状況で予想がつかますので、そうならないように職員一丸となって知恵を出し合って、何とかこの苦境を乗り切っていければというふうに私は思っていますので、ぜひ議員の皆さんも知恵をおかしていただければありがたいというふうに思います。

議長（今田博文） 小牧議員。

3番（小牧義昭） 給与のカットにつきましては、1度カットするというのは起爆剤として意識改革になるかというふうに、一般的な企業でもよくやりがちなんですけれども、それが慢性化をして

しまいまして本当にモチベーションの低下につながっていきまして、活力の低下、ひいては組織が硬直化してしまうというようなことにもなりかねませんので、ぜひそのあたりを十分にご検討いただき、下げることがないようなことを検討していただきたいというふうに願ひまして質問を終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

勢箴議員。

1 4 番（勢箴 毅） それでは、何人かの議員さんからありましたが、もう少し質問をしておきたいと思っています。

副町長にお尋ねをしたいと思っています。副町長が職員組合との矢面だろうと思っていますからお尋ねをしたということなのですが、職員組合との交渉は、今回の場合、何回ぐらい持たれましたか。

議長（今田博文） 和田副町長。

副町長（和田 茂） お答えします。

組合の交渉につきましては、役員、執行部との交渉が主でございまして、職員の皆さん全員というのは1回ですけども、職員組合の執行部の皆さんとは、三役会も含めますと3回、都合4回ぐらいは、年末から2月ごろまでにかけて実施をさせていただきました。

議長（今田博文） 勢箴議員。

1 4 番（勢箴 毅） 先ほど来からあったんですけども、京都府が昨年の4月1日現在の府内の市町村職員の給与水準を公表しておりますね。それで、これを見ますと、もう言われたところなんですけれども、本町のラスパイレス指数は90.2、これはそうなんです、それで最低が笠置町の85.3ですから、この位置におるとということなんです、もう一つの数値として、やっぱり前年よりもどれだけ増減になったかということも見てみますと、この与謝野町の場合8.5ポイント下がっておると、これは一番増減幅が大きいと、減った幅が大きいと、こういうように思っておるんですが、それで職員には一生懸命頑張っしてほしいということをやられとるんで、やはりこのラスパイレス指数について、もう少しこれはやっぱり考えてもらう必要があるというふうに思っどるんですが、その辺は職員組合の交渉の中でも相当出たんじゃないかと思うんですが、そこは、副町長、どうでしょう。

議長（今田博文） 和田副町長。

副町長（和田 茂） お答えをいたします。

先ほどご紹介いただきました8.5ポイント下がったというのは、東日本大震災の関係で国家公務員の給料が7%程度削減されたのが復元といいますか、もとに戻りましたので、その関係で国家公務員の給与が上がりましたので、それはね返りで恐らく下がったんじゃないかというふうに今の時点では思っております。

それと、交渉の過程では、やはり議員さんご指摘のようにラスパイレス指数が低いということではございました。先ほど小牧議員さんからもありましたように、隣町との比較もされましたし、それから一番最下位が笠置町さんというふうなことで、我々も新聞なんかで聞きますと、1年間、子供が生まれなかったということも話題にしながら、非常に厳しいなという交渉をしとったんですけども、職員組合の皆さんは、おっしゃるのはよくわかるんです。給料ではなくて、

ほかの、例えば仕事のやり方を変えて超過勤務手当を減らしたら、そういうふうにしフトしていくほうがいいんじゃないかとかというふうなこと、それは我々も健康のほうにもつながりますので、そういった超過勤務手当を減らす組織のあり方も考えてみる必要はあるんじゃないかというふうなことはありました。

議長（今田博文） 勢簀議員。

1 4 番（勢簀 毅） 副町長、今、国中の流れが変わりましてね。それで、総理大臣がいわゆる経団連に出向いて、給料を上げたってくれという時代なんですよ。そういう時代に、うちの中でも、この議会の中でも、町民の所得というのがまた問題になりましたね。そういう時代にあって、今ここが率先、町がこういう格好というのが本当に正しいのかなということで、ぜひそれはこれから検討をしていただかないかということをお願いしておきたいと思っておりますが。

先ほど副町長からありましたいわゆる東日本大震災の関係で、地方公務員のほうが給与が高くなって、そのことで国は交付税に手をかけるということがありましたね、地方交付税に。それで、そういう状況がありましたんで、それでこの東日本大震災によって、国難の中で何とか皆協力していこうということでそのときはきたんですけど、やはりあるときに復元をするということが一つと、もう一つは、この役場の職員の給料というのは、町の中の一つの指標なんです。そら高いか低いかは別にしまして。それで、これはいろんなところの会社や、どっかもこれが一つの目標になっているんですよ。それで、こういうことで、単にこの給与というものがここだけで使われているんでないということをぜひ、認識もしていらっしゃると思いますけれども、認識をしておいてほしいと思うんですが、そこはどうでしょうか。

議長（今田博文） 和田副町長。

副町長（和田 茂） 議員さんご指摘のように、我々若いときもそういうふうなことを教わりながら、今になっております。しかしながら、その意識は十分持つとるわけですが、やはり我々町政を運営していく中では、やっぱり歳入と歳出のバランスというのは、これは第一に考えなければならぬという面がございますので、その辺は上手にといいですか、うまくバランスを保ちながらということで今後は進めていきたいというふうに思います。

議長（今田博文） 勢簀議員。

1 4 番（勢簀 毅） 副町長、そのあたりについては、平成27年度の予算の中でいろいろとまた議論をさせていただくということでよろしくお願ひしたいと思っております。

終わります。

議長（今田博文） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第13号を採決します。

本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長 (今田博文) 起立多数員であります。

よって、議案第13号 与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (今田博文) ご異議なしと認めます。

本日は、これにて延会することに決定しました。

この続きは、3月16日、午前9時30分から開議しますので、ご参集ください。

ご苦労さんでした。

(延会 午後 5時28分)